

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成30年3月 第2回訂正分)

株式会社S O U

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成30年3月13日に関東財務局長に提出し、平成30年3月14日にその届出の効力が生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成30年2月16日付をもって提出した有価証券届出書及び平成30年3月5日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集449,100株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し1,248,900株（引受人の買取引受けによる売出し1,027,500株・オーバーアロットメントによる売出し221,400株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成30年3月13日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

< 欄外注記の訂正 >

(注) 2. 「第1 募集要項」に記載の募集（以下「本募集」という。）並びに後記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる当社普通株式の売出し（以下「引受人の買取引受けによる売出し」という。）に伴い、その需要状況等を**勘案した結果**、S M B C 日興証券株式会社が当社株主であるS F プロパティマネジメント合同会社（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式**221,400株**の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を**行います**。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

2 【募集の方法】

平成30年3月13日に決定された引受価額(3,036円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(3,300円)で募集を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄:「660,042,270」を「681,733,800」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄:「660,042,270」を「681,733,800」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であります。なお、会社法上の増加する資本準備金の額は681,733,800円と決定いたしました。

(注) 5. の全文削除

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄:「未定(注)1」を「3,300」に訂正。

「引受価額(円)」の欄:「未定(注)1」を「3,036」に訂正。

「資本組入額(円)」の欄:「未定(注)3」を「1,518」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄:「未定(注)4」を「1株につき3,300」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 公募増資等の価格決定に当たりましては、3,090円以上3,300円以下の仮条件に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。

その結果、

①申告された総需要株式数が、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

従いまして、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案し、3,300円と決定いたしました。

なお、引受価額は3,036円と決定いたしました。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額(2,626,500円)及び平成30年3月13日に決定された発行価格(3,300円)、引受価額(3,036円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方式」に記載の発行数で除した金額であります。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき3,036円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、自社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額 (1株につき3,036円) を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額 (1株につき264円) の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

(注) 上記引受人と平成30年3月13日に元引受契約を締結いたしました。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「1,320,084,540」を「1,363,467,600」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「1,306,884,540」を「1,350,267,600」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額1,350,267千円については、575,000千円を商品を買入れる店舗の新規出店のための設備投資、124,000千円を業務効率化等を含む既存システムの強化及び販売促進に向けたソフトウェア開発のための投資、残額を広告宣伝費に充当する予定であり、各々の内訳は以下であります。

- ①設備投資の内訳としては、「なんぼや」及び「BRAND CONCIER」の新規出店のため平成30年8月期に2店舗分の50,000千円、平成31年8月期に10店舗分の250,000千円、平成32年8月期以降に11店舗分の275,000千円を見込んでおります。なお、「なんぼや」及び「BRAND CONCIER」のどちらで新規出店を行うかは、出店地の立地等を考慮し、また賃貸にて出店する予定であるため貸主とも協議の上、決定してまいります。
- ②システム投資の内訳としては、「なんぼや」「BRAND CONCIER」での商品仕入れにおける査定時間及び商品買取後の商品登録等、非接客業務時間の短縮を目的とした、商品情報や仕入れ(買取)額、販売額等を一元管理する商品管理システム(以下「商品管理システム」という。)の改修及び機能拡充、ECでの販売促進のため、自社サイト及び他社サイトへの同時出品機能構築等に関するシステム開発、さらに、現在国内にて行っている商品仕入れを、香港をはじめとした海外にて実施する際に必要となる国内外での商品仕入れ・販売のデータ連携システムの開発や情報通信ネットワークの強化等ソフトウェア面でのインフラ整備に向けた費用として平成30年8月期に28,000千円、平成31年8月期に96,000千円を見込んでおります。
- ③広告宣伝費の内訳としては、店舗等への継続的な集客を目的としたWEBマーケティング費用として平成30年8月期に150,000千円、平成31年8月期に501,267千円を見込んでおります。

なお、上記手取金は、具体的な支出が発生するまでは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。また、手取金は上記①、②、③の順に優先順位をつけ充当することとします。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)】

平成30年3月13日に決定された引受価額(3,036円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し) (2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格3,300円)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「3,282,862,500」を「3,390,750,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「3,282,862,500」を「3,390,750,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 本募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案した結果、SMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式221,400株の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行います。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

(注) 6. の全文削除

2 【売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1(注)2」を「3,300」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)2」を「3,036」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)2」を「1株につき3,300」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)3」を「(注)3」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3. 元引受契約の内容

<u>各金融商品取引業者の引受株数</u>	<u>SMBC日興証券株式会社</u>	<u>791,500株</u>
	<u>みずほ証券株式会社</u>	<u>59,000株</u>
	<u>株式会社SBI証券</u>	<u>59,000株</u>
	<u>三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社</u>	<u>29,500株</u>
	<u>岩井コスモ証券株式会社</u>	<u>29,500株</u>
	<u>岡三証券株式会社</u>	<u>29,500株</u>
	<u>いちよし証券株式会社</u>	<u>29,500株</u>

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき264円)の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成30年3月13日に元引受契約を締結いたしました。

7. 引受人は、上記売出数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「707,373,000」を「730,620,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「707,373,000」を「730,620,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘察した結果、行われる、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

(注) 5. の全文削除

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「3,300」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)1」を「1株につき3,300」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、平成30年3月13日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案した結果、本募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）221,400株の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。

これに関連して、SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、貸株人より追加的に当社普通株式を買い取る権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成30年4月18日を行使期限として付与されております。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から平成30年4月18日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成30年 3月 第1回訂正分)

株式会社SOU

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成30年3月5日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成30年2月16日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集449,100株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成30年3月5日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し1,248,900株(引受人の買取引受による売出し1,027,500株・オーバーアロットメントによる売出し221,400株)の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定しましたので、これらに関連する事項並びに誤りのあった「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 所有者別状況」における「所有株式数の割合(%)」の記載を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)並びに後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の引受人の買取引受けによる当社普通株式の売出し(以下「引受人の買取引受けによる売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、221,400株を上限として、S M B C日興証券株式会社が当社株主であるS Fプロパティマネジメント合同会社(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

3. 本募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照ください。

4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(注) 2. の全文削除及び3. 4. 5. の番号変更

2 【募集の方法】

平成30年3月13日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は平成30年3月5日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（発行価額2,626,50円）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

（略）

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「638,350,740」を「660,042,270」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「638,350,740」を「660,042,270」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件(3,090円~3,300円)の平均価格(3,195円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は1,434,874,500円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額(円)」の欄：「未定(注)2」を「2,626,50」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は3,090円以上3,300円以下の価格といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性の高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年3月13日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額(2,626,50円)及び平成30年3月13日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額(2,626,50円)を下回る場合は本募集を中止いたします。

4 【株式の引受け】

＜欄外注記の訂正＞

(注) 上記引受人と発行価格決定日（平成30年3月13日）に元引受契約を締結する予定であります。

(注) 1. の全文削除及び2. の番号削除

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額(円)」の欄：「1,276,701,480」を「1,320,084,540」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「1,263,501,480」を「1,306,884,540」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（3,090円～3,300円）の平均価格（3,195円）を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額1,306,884千円については、575,000千円を商品を買入れる店舗の新規出店のための設備投資、124,000千円を業務効率化等を含む既存システムの強化及び販売促進に向けたソフトウェア開発のための投資、残額を広告宣伝費に充当する予定であり、各々の内訳は以下であります。

①設備投資の内訳としては、「なんぼや」及び「BRAND CONCIER」の新規出店のため平成30年8月期に2店舗分の50,000千円、平成31年8月期に10店舗分の250,000千円、平成32年8月期以降に11店舗分の275,000千円を見込んでおります。なお、「なんぼや」及び「BRAND CONCIER」のどちらで新規出店を行うかは、出店地の立地等を考慮し、また賃貸にて出店する予定であるため貸主とも協議の上、決定してまいります。

②システム投資の内訳としては、「なんぼや」「BRAND CONCIER」での商品仕入れにおける査定時間及び商品買取後の商品登録等、非接客業務時間の短縮を目的とした、商品情報や仕入れ（買取）額、販売額等を一元管理する商品管理システム（以下「商品管理システム」という。）の改修及び機能拡充、ECでの販売促進のため、自社サイト及び他社サイトへの同時出品機能構築等に関するシステム開発、さらに、現在国内にて行っている商品仕入れを、香港をはじめとした海外にて実施する際に必要となる国内外での商品仕入れ・販売のデータ連携システムの開発や情報通信ネットワークの強化等ソフトウェア面でのインフラ整備に向けた費用として平成30年8月期に28,000千円、平成31年8月期に96,000千円を見込んでおります。

③広告宣伝費の内訳としては、店舗等への継続的な集客を目的としたWEBマーケティング費用として平成30年8月期に150,000千円、平成31年8月期に457,884千円を見込んでおります。

なお、上記手取金は、具体的な支出が発生するまでは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。また、手取金は上記①、②、③の順に優先順位をつけ充当することとします。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「3,174,975,000」を「3,282,862,500」に訂正。
「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「3,174,975,000」を「3,282,862,500」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 3. 本募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、221,400株を上限として、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
4. 本募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照ください。
5. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4に記載した振替機関と同一であります。
6. 売出価額の総額は、仮条件(3.090円～3.300円)の平均価格(3.195円)で算出した見込額であります。

(注) 3. の全文削除及び 4. 5. 6. 7. の番号変更

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「684,126,000」を「707,373,000」に訂正。
「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「684,126,000」を「707,373,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、仮条件(3.090円～3.300円)の平均価格(3.195円)で算出した見込額であります。

第二部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(5) 【所有者別状況】

平成30年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	3	4	—
所有株式数(株)	—	—	—	5,000,000	—	—	594,785	5,594,785	85
所有株式数の割合(%)	—	—	—	<u>89.37</u>	—	—	<u>10.63</u>	100.0	—

(注) 平成29年11月24日付で単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。また、平成29年11月25日付で普通株式1株につき5株の株式分割が行われております。

新株式発行並びに 株式売出届出目論見書

平成30年2月

株式会社 SOU



1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式988,693千円(見込額)の募集及び株式2,661,225千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式573,426千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成30年2月1日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

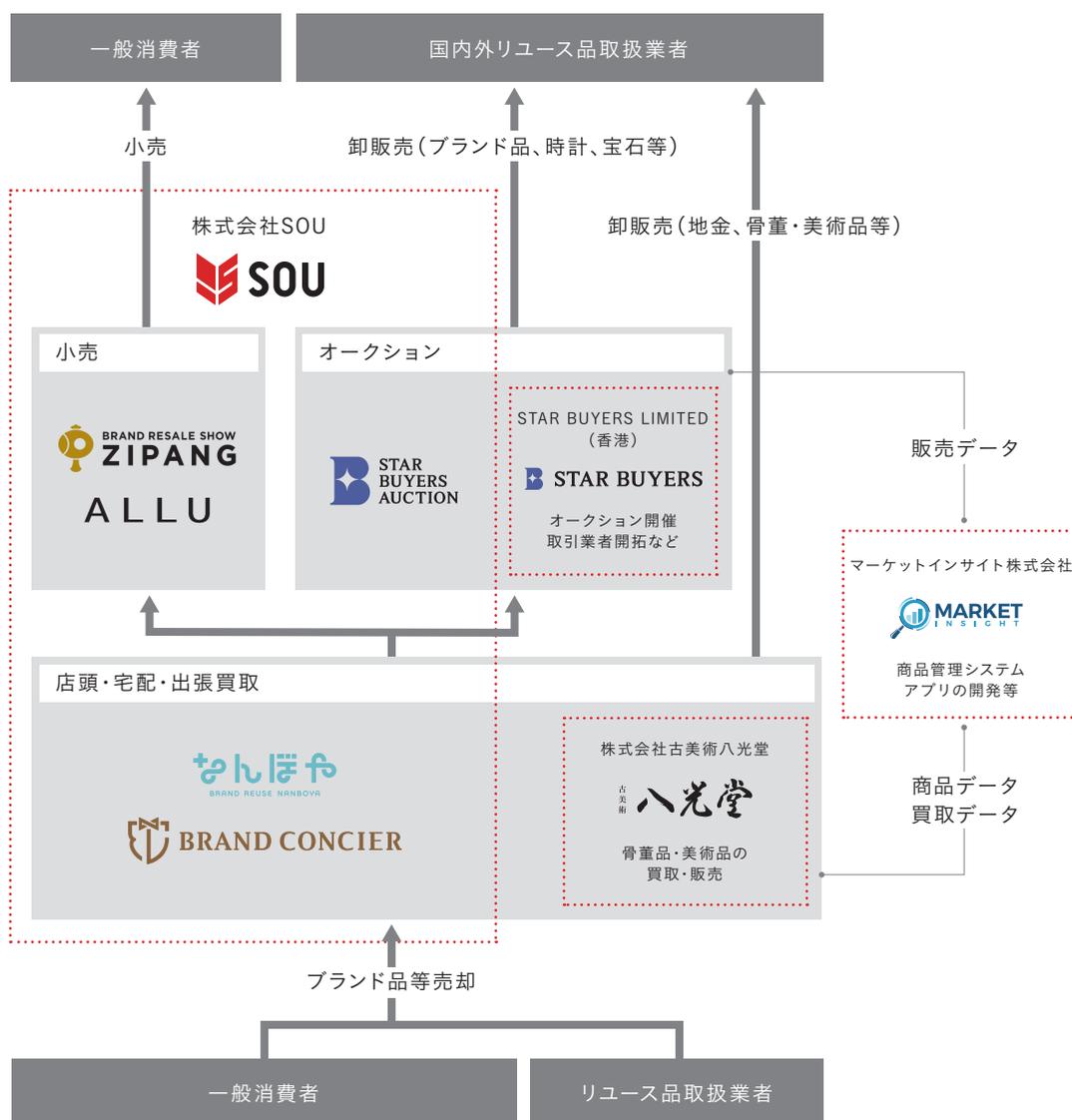
株式会社SOU

東京都港区港南一丁目2番70号

当社グループについて

現在、当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社及び連結子会社(STAR BUYERS LIMITED、マーケットインサイト株式会社及び株式会社古美術八光堂)の計4社で構成されており、ブランド品、貴金属、時計、地金、宝石及び骨董品、美術品などの買取、販売を主としたリユース事業に取り組んでおります。連結子会社の主たる業務といたしまして、STAR BUYERS LIMITEDは香港でのオークション開催や取引業者の開拓等を、マーケットインサイト株式会社は「なんぼや」「BRAND CONCIER」及び「古美術八光堂」での商品仕入れにおける商品データ及び買取データや、「STAR BUYERS AUCTION」での商品販売の取引データを利用した「商品管理システム」やアプリの開発・改修を、株式会社古美術八光堂は骨董・美術品分野での商品仕入れ・商品販売を担っております。

[事業系統図]



事業概要

商品仕入れ(買取)

当社の取扱商品は主に、ブランド品、貴金属、時計、地金、宝石及び骨董品、美術品などのリユース品であります。買取専門店での店頭買取に加え、宅配買取、出張買取を行っており、商品仕入れの約99%が一般消費者からの買取によるものであります。

買取店舗

たんぽぽ BRAND REUSE
NANBOYA



白など明るい色合いを基調とした店舗デザインの買取専門店。国内に38店舗展開(平成29年8月末現在)しております。

BRAND CONCIER



電話やインターネットで予約も可能な買取専門店。国内百貨店内などビル内に6店舗を展開(平成29年8月末現在)しております。

古美術 八光堂



骨董品、古美術品、現代美術品を主に取り扱う買取専門店。国内8店舗を展開(平成29年8月末現在)しております。

買取方法



店頭買取

お客様が売却したい商品を店頭へお持ちいただき、店頭にてコンシェルジュ(鑑定士)が鑑定・査定、その場で買取を行います。



宅配買取

宅配にて売却希望商品をお送りいただき、鑑定・査定を行います。買取金額はメールや電話等でお知らせし、買取不成立の場合はお品物を返送いたします。



出張買取

売却希望商品の持ち運びや発送が困難な場合など、コンシェルジュ(鑑定士)がお客様のご自宅へお伺いし、鑑定・査定、買取を行います。

事業概要

商品販売

仕入れた商品は、当社及びSTAR BUYERS LIMITEDが運営している業者向けオークションを主な販路とし、その他に国内他社市場や海外での展示会参加等を通じて国内外において業者向けに卸販売を行っており、その割合は販売点数の約93%を占めております。また、小売店及びECサイトを通じた一般消費者への販売も行っております。

[オークション]

STAR BUYERS AUCTION



当社及びSTAR BUYERS LIMITEDが運営する、仕入れた商品の約63%（平成29年8月期）を販売している業者向けオークション。当社が運営する国内オークションは、専用のオークション会場にて毎月4日間開催、1.6万点/月の商品を出品しております。また海外では香港にて、STAR BUYERS LIMITEDがダイヤモンド等を対象としたオークションを運営しており、年4回程開催しております。

[小売]



関西国際空港近接の複合施設内にて運営するブランドリユースショップ。客層は家族連れや若者が多いため、比較的購入しやすい商品を多くラインナップしており、販売平均単価は約3万円となっております。

ALLU



東京・銀座にて運営する、流行にとらわれずに時代を越えて永く愛されているヴィンテージ商品、アンティーク商品を中心にラインナップしたヴィンテージセレクトショップです。

■ 主要取扱品目

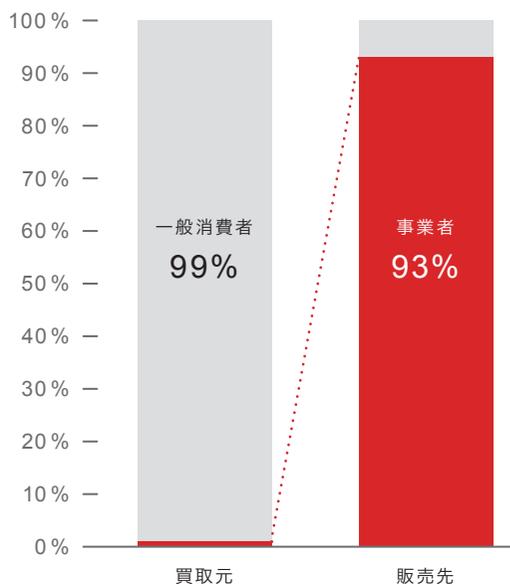
- 時計や宝飾品、骨董・美術品などが取扱いの主体
- 取扱単価5万円以上の商材に注力

[主要取扱品目]



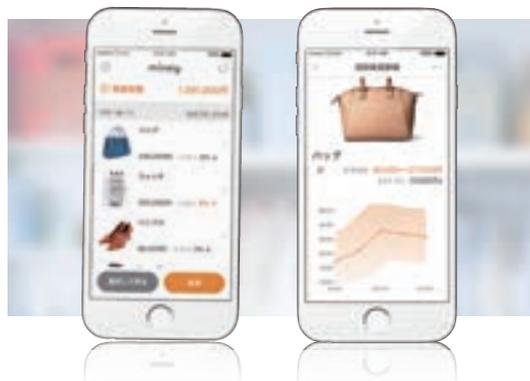
■ 買取・販売先の内訳(※平成29年8月期実績より)

個人(買取元)から仕入れ、業者(販売先)へ販売を行う「C to B to B」のビジネスモデルをとっております。



■ 資産管理アプリの運営

平成29年10月より新たに、潜在顧客へのアプローチに向けてマーケットインサイト株式会社が開発したアプリの運営をスタートしております。日々変動するモノの価値が提示がされるため、お客様の所持品を、「売る」「売らない」「保有する」といった実物資産として管理することができます。



miney

時計、バッグ、ジュエリーなど、所持品の写真を撮影・登録するだけで過去から現在までの価格推移を表示するアプリ。モノを実物資産として運用する、資産管理のプラットフォームです。

今後の方針と取り組み

VISION | 経営ビジョン

世界中のプライスをもっとオープンにし、
売買をスマートにする。

POLICY | 方針

継続的な出店とデータのオープン化により、
国内シェアNo.1の獲得とグローバル化を推進する。

■ 取り組み

1

買取拠点の拡充による**コアビジネスの拡大**

- 平成29年8月期の52店舗体制から、平成31年8月期までに73店舗への拡大を目指す。
 - ▶ 「なんぼや」「BRAND CONCIER」の店舗数を増やし、商品仕入れの増加と、これに伴うオークションや小売等での売上増加を目指す。

2

資産管理アプリの投入による**潜在顧客へのアプローチ**

- ブランド品・ジュエリー・時計から不動産・自動車などへのジャンル拡大を検討。
 - ▶ 異業種企業との提携も選択肢。

3

海外ビジネスの強化による**新たな成長の柱の構築**

- 現在5%程度の海外売上比率を拡大。
- 香港でのSTAR BUYERS AUCTIONにおける出品商品の拡充。
 - ▶ 現在出品しているダイヤモンドやメレダイヤに加え、時計など海外に人気のリユース商材へも注力。
- 日本での商品仕入れ、販売のノウハウを軸に海外でも現地での商品仕入れ、販売を行うビジネスモデルを構築。

業績等の推移

連結経営指標等

回次		第5期	第6期	第7期第1四半期
決算年月		平成28年8月	平成29年8月	平成29年11月
売上高	(千円)	21,980,953	22,685,086	7,590,838
経常利益	(千円)	449,384	1,139,789	601,959
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益	(千円)	67,815	570,978	391,901
包括利益又は四半期包括利益	(千円)	67,419	570,579	392,246
純資産額	(千円)	2,686,185	3,265,725	3,559,504
総資産額	(千円)	7,570,860	10,092,292	11,488,066
1株当たり純資産額	(円)	483.13	583.71	636.22
1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円)	12.30	102.44	70.05
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	35.48	32.36	30.98
自己資本利益率	(%)	2.73	19.19	11.48
株価収益率	(倍)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	917,857	△14,761	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△704,030	△814,367	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	549,770	1,072,159	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	(千円)	2,442,643	2,657,806	—
従業員数(外、平均臨時雇用人員)	(人)	339(54)	379(98)	—

(注) 1. 当社は第5期より連結財務諸表を作成しております。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため、記載しておりません。

4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

5. 従業員数の()内は外書書きで、準社員及び嘱託社員数並びにパートタイマー(正社員の年間所定労働時間換算)の年間平均雇用人員数を記載しております。

6. 第5期及び第6期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。なお、第7期第1四半期の四半期連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツより四半期レビューを受けております。

7. 当社は、平成29年11月25日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。

提出会社の経営指標等

回次		第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月		平成25年11月	平成26年11月	平成27年8月	平成28年8月	平成29年8月
売上高	(千円)	6,347,529	12,406,669	15,587,225	21,451,825	21,849,627
経常利益	(千円)	247,253	3,114,598	1,018,256	553,719	976,208
当期純利益	(千円)	141,733	1,754,566	714,816	34,069	488,666
資本金	(千円)	5,000	10,000	10,000	246,600	255,600
発行済株式総数	(株)	100	1,000,000	1,000,000	1,112,000	1,118,957
純資産額	(千円)	166,638	1,921,205	2,336,021	2,700,291	3,200,139
総資産額	(千円)	751,778	4,748,903	5,830,991	7,571,562	9,118,733
1株当たり純資産額	(円)	1,666,386.90	1,921.21	2,336.02	485.66	571.99
1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)	(円)	—(—)	300.00(—)	143.00(—)	6.13(—)	88.00(—)
1株当たり当期純利益金額	(円)	1,417,334.35	1,754.57	714.82	6.18	87.67
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	22.17	40.46	40.06	35.66	35.09
自己資本利益率	(%)	147.99	168.07	33.58	1.35	16.56
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	17.10	20.01	20.01	20.15
従業員数(外、平均臨時雇用人員)	(人)	81(—)	184(—)	304(—)	339(54)	320(92)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第2期、第3期及び第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため、記載しておりません。第5期及び第6期については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

4. 第2期は配当を実施していないため、配当性向は記載しておりません。

5. 従業員数の()内は外書書きで、準社員及び嘱託社員数並びにパートタイマー(正社員の年間所定労働時間換算)の年間平均雇用人員数を記載しております。

6. 平成27年8月21日開催の第4期臨時株主総会決議により、決算期を11月30日から8月31日に変更しました。

従って、第4期は平成26年11月1日から平成27年8月31日の9か月間となっております。

7. 当社は、平成26年11月1日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

8. 主要な経営指標等のうち、第2期から第4期については会社計算規則(平成18年財務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。

9. 第5期及び第6期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

10. 当社は、平成29年11月25日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

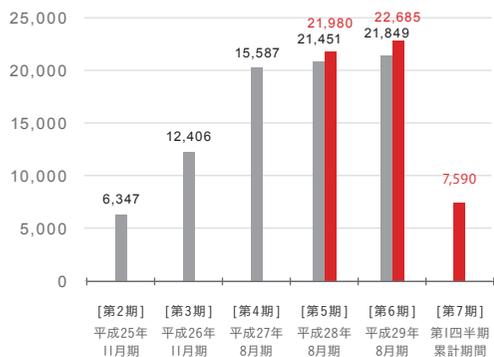
11. 当社は、平成26年11月1日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行い、また、平成29年11月25日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第2期、第3期及び第4期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次		第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月		平成25年11月	平成26年11月	平成27年8月	平成28年8月	平成29年8月
1株当たり純資産額	(円)	33.33	384.24	467.20	485.66	571.99
1株当たり当期純利益金額	(円)	28.35	350.91	142.96	6.18	87.67
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)	(円)	—(—)	60.00(—)	28.60(—)	1.23(—)	17.60(—)

売上高

(百万円)

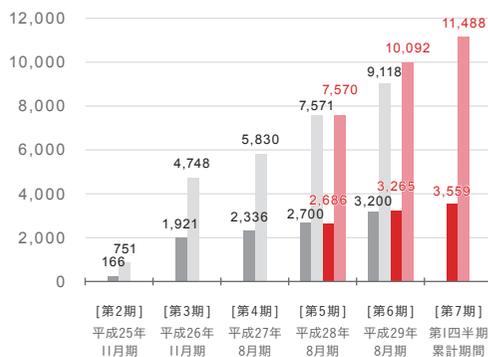
■ 単体 ■ 連結



純資産額／総資産額

(百万円)

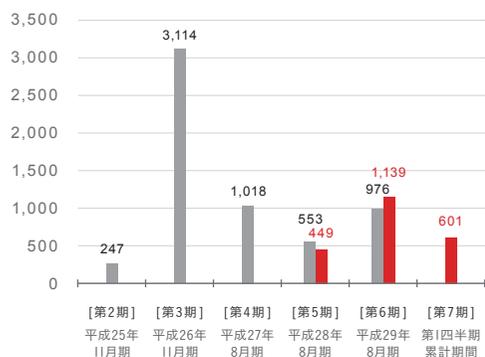
■ 単体:純資産額 ■ 単体:総資産額 ■ 連結:純資産額 ■ 連結:総資産額



経常利益

(百万円)

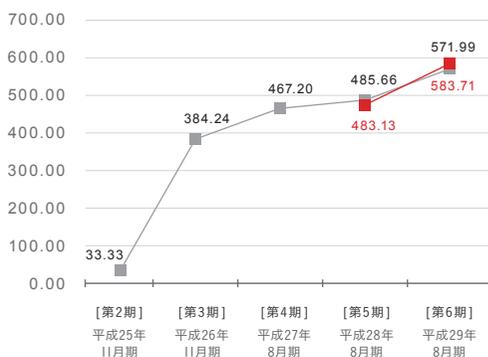
■ 単体 ■ 連結



1株当たり純資産額

(円)

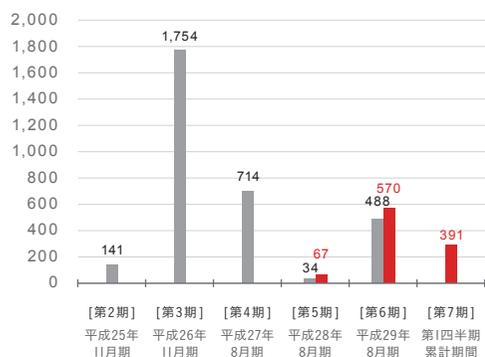
■ 単体 ■ 連結



親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益及び当期純利益

(百万円)

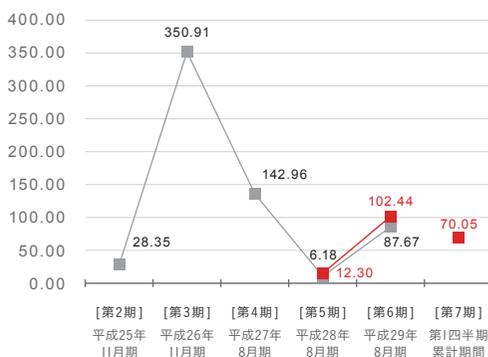
■ 単体 ■ 連結



1株当たり当期(四半期)純利益金額

(円)

■ 単体 ■ 連結



(注1) 第4期は決算期変更により、平成26年12月1日から平成27年8月31日までの9か月間となっております。

(注2) 当社は、平成29年11月25日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。

上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期(四半期)純利益金額」の各グラフでは、

第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金を算定しております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	5
第2 【売出要項】	6
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	6
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	7
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	8
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	10
第二部 【企業情報】	11
第1 【企業の概況】	11
1 【主要な経営指標等の推移】	11
2 【沿革】	14
3 【事業の内容】	15
4 【関係会社の状況】	18
5 【従業員の状況】	19
第2 【事業の状況】	20
1 【業績等の概要】	20
2 【生産、受注及び販売の状況】	22
3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	23
4 【事業等のリスク】	25
5 【経営上の重要な契約等】	28
6 【研究開発活動】	28
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	29
第3 【設備の状況】	33
1 【設備投資等の概要】	33
2 【主要な設備の状況】	34
3 【設備の新設、除却等の計画】	36

第4	【提出会社の状況】	37
1	【株式等の状況】	37
2	【自己株式の取得等の状況】	48
3	【配当政策】	48
4	【株価の推移】	48
5	【役員の状況】	49
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	51
第5	【経理の状況】	59
1	【連結財務諸表等】	60
2	【財務諸表等】	109
第6	【提出会社の株式事務の概要】	125
第7	【提出会社の参考情報】	126
1	【提出会社の親会社等の情報】	126
2	【その他の参考情報】	126
第四部	【株式公開情報】	127
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	127
第2	【第三者割当等の概況】	128
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	128
2	【取得者の概況】	130
3	【取得者の株式等の移動状況】	140
第3	【株主の状況】	141
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年2月1日
【会社名】	株式会社SOU
【英訳名】	SOU Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 寄本 晋輔
【本店の所在の場所】	東京都港区港南一丁目2番70号 品川シーズンテラス 28階
【電話番号】	03(4580)9983
【事務連絡者氏名】	取締役財務経理部長 大園 俊英
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南一丁目2番70号 品川シーズンテラス 28階
【電話番号】	03(4580)9983
【事務連絡者氏名】	取締役財務経理部長 大園 俊英
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 988,693,650円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 2,661,225,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 573,426,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	449,100 (注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成30年2月1日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、平成30年2月16日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)並びに後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による当社普通株式の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、221,400株を上限として、SMB C日興証券株式会社が当社株主であるS Fプロパティマネジメント合同会社(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照ください。

5. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

平成30年2月26日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。引受価額は平成30年2月16日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額(発行価額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	449,100	988,693,650	535,057,740
計(総発行株式)	449,100	988,693,650	535,057,740

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、平成30年2月1日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、平成30年2月26日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,590円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は1,163,169,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成30年 2月27日(火) 至 平成30年 3月 2日(金)	未定 (注) 4	平成30年 3月 5日(月)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成30年2月16日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年2月26日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成30年2月16日開催予定の取締役会において決定されます。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成30年2月26日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方式」に記載の発行数で除した金額とし、平成30年2月26日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成30年3月6日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記「① 申込取扱場所」へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、平成30年2月19日から平成30年2月23日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、自社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店及び全国の各支店で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 渋谷支店	東京都渋谷区宇多川町20番2号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	449,100	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	449,100	—

(注) 1. 引受株式数は、平成30年2月16日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成30年2月26日)に元引受契約を締結する予定であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,070,115,480	12,000,000	1,058,115,480

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,590円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額1,058,115千円については、575,000千円を商品を買入れる店舗の新規出店のための設備投資、124,000千円を業務効率化等を含む既存システムの強化及び販売促進に向けたソフトウェア開発のための投資、残額を広告宣伝費に充当する予定であり、各々の内訳は以下であります。

- ①設備投資の内訳としては、「なんぼや」及び「BRAND CONCIER」の新規出店のため平成30年8月期に2店舗分の50,000千円、平成31年8月期に10店舗分の250,000千円、平成32年8月期以降に11店舗分の275,000千円を見込んでおります。なお、「なんぼや」及び「BRAND CONCIER」のどちらで新規出店を行うかは、出店地の立地等を考慮し、また賃貸にて出店する予定であるため貸主とも協議の上、決定してまいります。
- ②システム投資の内訳としては、「なんぼや」「BRAND CONCIER」での商品仕入れにおける査定時間及び商品買取後の商品登録等、非接客業務時間の短縮を目的とした、商品情報や仕入れ(買取)額、販売額等を一元管理する商品管理システム(以下「商品管理システム」という。)の改修及び機能拡充、ECでの販売促進のため、自社サイト及び他社サイトへの同時出品機能構築等に関するシステム開発、さらに、現在国内にて行っている商品仕入れを、香港をはじめとした海外にて実施する際に必要となる国内外での商品仕入れ・販売のデータ連携システムの開発や情報通信ネットワークの強化等ソフトウェア面でのインフラ整備に向けた費用として平成30年8月期に28,000千円、平成31年8月期96,000千円を見込んでおります。
- ③広告宣伝費の内訳としては、店舗等への継続的な集客を目的としたWEBマーケティング費用として平成30年8月期に150,000千円、平成31年8月期に209,115千円を見込んでおります。

なお、上記手取金は、具体的な支出が発生するまでは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。また、手取金は上記①、②、③の順に優先順位をつけ充当することとします。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成30年2月26日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	1,027,500	2,661,225,000	東京都港区港南二丁目15番1号品川インターシティA棟28階 S Fプロパティマネジメント合同会社 915,500株 兵庫県芦屋市 寄本 晃次 112,000株
計(総売出株式)	—	1,027,500	2,661,225,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
2. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、221,400株を上限として、S M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照ください。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,590円)で算出した見込額であります。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成30年 2月27日(火) 至 平成30年 3月2日(金)	100	未定 (注) 2	引受人及びその 委託販売先金融 商品取引業者の 本店及び全国各 支店	東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号 SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 みずほ証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6番 1号 株式会社SBI証券 東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号 三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社 大阪府大阪市中央区今橋一丁 目8番12号 岩井コスモ証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目17 番6号 岡三証券株式会社 東京都中央区八丁堀二丁目14 番1号 いちよし証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。

2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売
出価格決定日(平成30年2月26日)に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額
は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構
の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行う
ことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 引受人は、上記売出数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業
者に販売を委託する方針であります。

8. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件
(2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	221,400	573,426,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 SMBC日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	221,400	573,426,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、SMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
 3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
 4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
 5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,590円)で算出した見込額であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受 契約の内容
未定 (注) 1	自 平成30年 2月27日(火) 至 平成30年 3月2日(金)	100	未定 (注) 1	SMB C日興証券株式会 社の本店及び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日(平成30年2月26日)に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. SMB C日興証券株式会社の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第1 募集要項」における募集株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMBC日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、221,400株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、貸株人より追加的に当社普通株式を買取る権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、平成30年3月30日を行使期限として付与される予定であります。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から平成30年3月30日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使する予定であります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成30年2月26日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMBC日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れ及び貸株人からSMBC日興証券株式会社へのグリーンシュエーションの付与は行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ売出人であるSFプロパティマネジメント合同会社、売出人である寄本見次、当社株主かつ当社役員である寄本晋輔、並びに新株予約権者である藤田桂、大園俊英、井元信樹、小島宏計、井原幸昭、島伸幸、手塚康成、井村優作、入江清貴、岡村太郎、永易圭吾、菊池啓太、嵯峨光、藤本勇人、真辺精一及び田路悠は、SMBC日興証券株式会社（以下「主幹事会社」という。）に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成30年9月1日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社との間で、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（株式分割による新株式発行等及びストック・オプションに係る新株予約権の発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記の場合において、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第5期	第6期
決算年月	平成28年8月	平成29年8月
売上高 (千円)	21,980,953	22,685,086
経常利益 (千円)	449,384	1,139,789
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	67,815	570,978
包括利益 (千円)	67,419	570,579
純資産額 (千円)	2,686,185	3,265,725
総資産額 (千円)	7,570,860	10,092,292
1株当たり純資産額 (円)	483.13	583.71
1株当たり当期純利益金額 (円)	12.30	102.44
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	35.48	32.36
自己資本利益率 (%)	2.73	19.19
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	917,857	△41,761
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△704,030	△814,367
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	549,770	1,072,159
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,442,643	2,657,806
従業員数〔外、平均臨時雇用人員〕 (人)	339 [54]	379 [98]

(注) 1. 当社は第5期より連結財務諸表を作成しております。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため、記載しておりません。

4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

5. 従業員数の〔 〕内は外書きで、準社員及び嘱託社員数並びにパートタイマー(正社員の年間所定労働時間換算)の年間平均雇用人員数を記載しております。

6. 第5期及び第6期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

7. 当社は、平成29年11月25日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成25年11月	平成26年11月	平成27年8月	平成28年8月	平成29年8月
売上高 (千円)	6,347,529	12,406,669	15,587,225	21,451,825	21,849,627
経常利益 (千円)	247,253	3,114,598	1,018,256	553,719	976,208
当期純利益 (千円)	141,733	1,754,566	714,816	34,069	488,666
資本金 (千円)	5,000	10,000	10,000	246,600	255,600
発行済株式総数 (株)	100	1,000,000	1,000,000	1,112,000	1,118,957
純資産額 (千円)	166,638	1,921,205	2,336,021	2,700,291	3,200,139
総資産額 (千円)	751,778	4,748,903	5,830,991	7,571,562	9,118,733
1株当たり純資産額 (円)	1,666,386.90	1,921.21	2,336.02	485.66	571.99
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	300.00 (—)	143.00 (—)	6.13 (—)	88.00 (—)
1株当たり当期純利益 金額 (円)	1,417,334.35	1,754.57	714.82	6.18	87.67
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	22.17	40.46	40.06	35.66	35.09
自己資本利益率 (%)	147.99	168.07	33.58	1.35	16.56
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	17.10	20.01	20.01	20.15
従業員数 〔外、平均臨時 雇用人員〕 (人)	81 〔—〕	184 〔—〕	304 〔—〕	339 〔54〕	320 〔92〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 第2期、第3期及び第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため、記載しておりません。第5期及び第6期については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
- 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
- 第2期は配当を実施していないため、配当性向は記載しておりません。
- 従業員数の〔 〕内は外書きで、準社員及び嘱託社員数並びにパートタイマー(正社員の年間所定労働時間換算)の年間平均雇用人員数を記載しております。
- 平成27年8月21日開催の第4期臨時株主総会決議により、決算期を11月30日から8月31日に変更しました。従って、第4期は平成26年12月1日から平成27年8月31日の9か月間となっております。
- 当社は、平成26年11月1日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
- 主要な経営指標等のうち、第2期から第4期については会社計算規則(平成18年財務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
- 第5期及び第6期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- 当社は、平成29年11月25日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

11. 当社は、平成26年11月1日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行い、また、平成29年11月25日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第2期、第3期及び第4期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成25年11月	平成26年11月	平成27年8月	平成28年8月	平成29年8月
1株当たり純資産額 (円)	33.33	384.24	467.20	485.66	571.99
1株当たり当期純利益金額 (円)	28.35	350.91	142.96	6.18	87.67
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	— (—)	60.00 (—)	28.60 (—)	1.23 (—)	17.60 (—)

2 【沿革】

当社の創業者である岩本晋輔は、中古家電を主な取扱い商材としたリサイクルを行う中でブランド品のリユースに着目し、平成16年6月、株式会社MKSコーポレーション（以下「MKS」という。）を設立、ブランドリユース店の1号店となる「ナンバdeなんぼ屋」をオープンさせました。平成19年3月には店名を「NANBOYA」と改名し大阪府、東京都並びに神奈川県へ計9店舗を出店いたしました。

その他、MKSではブランドリユースの展開と共に洋菓子製造・販売の事業も行っておりましたが、平成23年12月、ブランドリユース業に特化しての事業拡大のため、当社を設立し、その後、平成27年5月にSFプロパティマネジメント合同会社がMKSより当社株式を全株譲受けました。

当社設立以後の企業集団に係る経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
平成23年12月	ブランド品、時計、貴金属、骨董品等の買取及び販売を目的とした株式会社SOUを設立(資本金5,000千円)し、本社を大阪府大阪市浪速区におく
平成24年4月	東京都港区青山に東京オフィス開設
平成25年3月	東京都渋谷区宇田川町へ東京オフィスを移転
平成25年4月	東京オフィス内にオークション会場を設置し、業者向けオークション「東京STAR AUCTION」を開始
平成25年12月	資本金を10,000千円へ増資
平成26年3月	東京都渋谷区道玄坂へ東京オフィスを移転
平成26年4月	本社を大阪府大阪市北区に移転
平成26年12月	完全子会社「株式会社ブランドコンシェル」を設立し、予約可能買取専門店「BRAND CONCIER銀座店」を1号店として東京都中央区にオープン
平成27年3月	ブランドリユース業界初、LINEビジネスコネクトを使用した新サービス「LINEで査定」を開始
平成27年6月	買取ブランド「NANBOYA」を「なんぼや」へ改名
平成27年9月	資本金を246,600千円へ増資
平成27年9月	香港への販路拡大に向け、「STAR BUYERS LIMITED」を完全子会社化
平成27年11月	業者向けオークション「東京STAR AUCTION」を「STAR BUYERS AUCTION」へ改名
平成27年12月	東京都港区へ東京オフィスを移転
平成28年1月	小売ブランド「ブランドリセールショーZIPANG」を大阪府泉佐野市にて開始
平成28年5月	株式会社ブランドコンシェルを吸収合併
平成28年6月	システム開発の強化を図るため、「株式会社まとメディア(現 マーケットインサイト株式会社)」を連結子会社化
平成28年10月	新小売ブランド「ALLU」の店舗を東京都中央区銀座にオープン、同ブランドにてECサイト開設
平成29年2月	骨董品・美術品分野強化へ向け「株式会社古美術八光堂」を完全子会社化
平成29年3月	「STAR BUYERS AUCTION」香港大会開始
平成29年4月	資本金を255,600千円へ増資
平成29年10月	新サービス「miney(マイニー)」スタート、アプリ運営を開始
平成29年11月	大阪府大阪市北区より東京都港区に本社移転

3 【事業の内容】

現在、当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社及び連結子会社(STAR BUYERS LIMITED、マーケットインサイト株式会社及び株式会社古美術八光堂)の計4社で構成されており、ブランド品、貴金属、時計、地金、宝石及び骨董品、美術品などの買取、販売を主としたリユース事業に取り組んでおります。連結子会社の主たる業務といたしまして、STAR BUYERS LIMITEDは香港でのオークション開催や取引業者の開拓等を、マーケットインサイト株式会社は商品仕入れ・商品販売の取引データを利用した商品管理システムやアプリの開発・改修を、株式会社古美術八光堂は骨董・美術品分野での商品仕入れ・商品販売を担っております。

なお、当連結会計年度において当社グループは、「ブランド品、骨董・美術品等リユース事業」の単一セグメントになっていることから、セグメントごとの記載を省略しておりますが、以下、当社グループの事業について、リユース商品の仕入れと販売に分けてその内容を記載いたします。

(1) 商品仕入れ(店頭・宅配・出張買取)

当社の取扱商品は主に、ブランド品、貴金属、時計、地金、宝石及び骨董品、美術品などのリユース品で、販売時に50,000円以上の単価を確保できるものをメイン商材としております。買取方法は「店頭買取」「宅配買取」「出張買取」の3種類です。

「店頭買取」は、当社が運営する、白など明るい色合いを基調とした店舗デザインで、国内に38店舗展開(平成29年8月末現在)する「なんぼや」、電話やインターネットで予約も可能なブランド品等の買取専門店として国内百貨店内などビル内に6店舗を展開(平成29年8月末現在)する「BRAND CONCIER(ブランド コンシェル)」、子会社である株式会社古美術八光堂が運営する、骨董品や古美術品、現代美術品等を主要に取り扱う買取専門店として国内に8店舗展開(平成29年8月末現在)する「古美術八光堂」の商品を買い入れる店舗(以下「買取店舗」という。)へ、お客様が売却したい商品をお持ちいただき、店頭でコンシェルジュ(鑑定士)が鑑定・査定、その場で買取を行います。「宅配買取」は、宅配にてお客様から売却希望商品をお送りいただき、鑑定・査定を実施、買取金額はメールや電話等でお知らせし、買取不成立の場合は商品を返送いたします。「出張買取」は、お客様の売却希望商品の持ち運びや発送が困難な場合等、コンシェルジュ(鑑定士)がお客様のご自宅へお伺いし、鑑定・査定、買取を行います。

集客に向けた宣伝・広告媒体のメインは「なんぼや」「BRAND CONCIER」及び「古美術八光堂」のWEBサイトやWEB広告等のインターネット媒体となっており、商品仕入れ点数の約99%が上記3種の買取方法を利用する個人のお客様(一般消費者)からの買取によるものであります。なお、お客様が商品の売却の検討にあたって、SNSアプリ「LINE」の「なんぼや」や「古美術八光堂」のアカウントに売却希望商品の写真と商品情報をお送りいただくことで、おおよその買取価格を確認することができる「LINEで査定」サービスも実施しております。

商品仕入れにあたっては、これまでに仕入れた商品のデータや買取データの利用により、商品買取時における鑑定・査定時間の短縮や的確な値付けへとつなげるための「商品管理システム」を開発、また必要に応じた改修をマーケットインサイト株式会社が行っております。同システムは、商品販売のオークションにおいても価格推移の分析や販売価格設定に利用しております。

(2) 商品販売

上記「(1) 商品仕入れ(店頭・宅配・出張買取)」で仕入れた商品は、当社及びSTAR BUYERS LIMITEDが運営している業者向けオークションを主な販路とし、その他に国内他社市場や海外での展示会参加等を通じて国内外において業者向けに卸販売を行っており、その割合は販売点数の約93%を占めております。また、小売店及びECサイトを通じた一般消費者への販売も行っております。

(業者向けオークションでの卸販売)

当社及びSTAR BUYERS LIMITEDが運営する業者向けオークション「STAR BUYERS AUCTION」は仕入れた商品の約63%(当連結会計年度における売上高実績に占める割合、国内・香港開催分合計)を販売している当社の最も大きな販路であります。当社が運営する国内オークションは、東京都港区に位置する本社内にあるオークション会場にて毎月4日間開催しており、月間で約16,000点の商品を出品(当連結会計年度実績)、約95.8%の落札率(当連結会計年度実績)で、毎月15,000点以上の商品を卸販売しております。また海外では、平成29年3月より香港にてダイヤモンド、メレダイヤ(0.1カラット以下の小さなダイヤモンド)を対象としたオークションを海外における販路としてSTAR BUYERS LIMITEDが運営しており、これまで4回、開催しております。

(国内他社市場での卸販売)

主に「古美術八光堂」で仕入れる骨董品・美術品は、上記「STAR BUYERS AUCTION」ではなく、他社が運営している骨董品・美術品を取り扱うオークションや市場にて卸販売を行っております。

(海外での展示会参加等による卸販売)

当社で仕入れた時計や宝飾類の一部の商品は、STAR BUYERS LIMITEDを通じて、主に香港で開催される時計・宝飾展にて卸販売を行っております。

(その他の卸販売)

金やプラチナなどの貴金属・地金は、これらを専門に取り扱う業者へ卸販売を行っております。

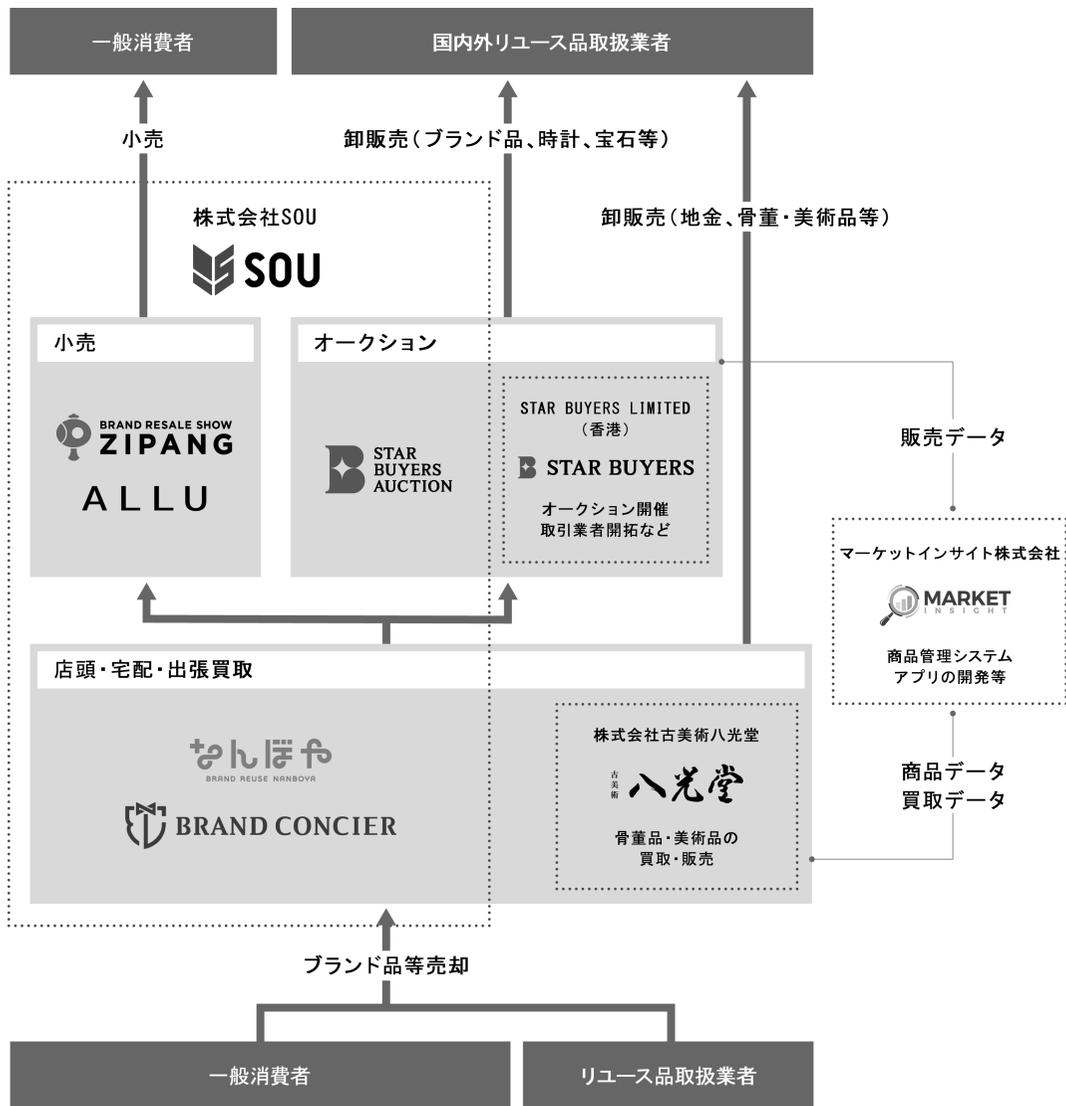
(店舗・ECサイトでの小売販売)

国内の一般消費者やインバウンド旅行者をターゲットとした小売販売は平成28年1月、関西国際空港近接の複合施設内での「ブランドリセールショー ZIPANG(ジパング)」のオープンを皮切りにスタートいたしました。「ZIPANG」は複合施設内にオープンしていることから、客層は家族連れや若者が多いため、比較的購入しやすい商品を多くラインナップしており、販売平均単価は約3万円となっております。平成28年10月にオープンした「ALLU(アリュー)」は、当社の主要取扱品目である時計やバッグ等のブランドの直営店が多く立ち並ぶ東京・銀座での出店であることから、直営店での取り扱いが多いトレンド商品ではなく、流行にとらわれずに時代を越えて永く愛されているヴィンテージ商品、アンティーク商品を中心にラインナップし、その販売単価は平均で約20万円となっております。また、店頭の商品をインターネット上で購入できるECサイトも開設しております。

(3) 資産管理アプリの運営

平成29年10月には、マーケットインサイト株式会社が開発した資産管理アプリ「miney(マイニー)」の運営を開始いたしました。「miney」では、利用者の時計やバッグ、ジュエリーなどの所持品を登録することで、その商品の現在の参考買取価格や同じ商品の過去からの買取価格推移を知ることができます。日々変動するモノの価値が提示されるため、利用者は自身の所持品を「売る」「売らない」「保有する」といった実物資産として管理することができ、売却する場合は「miney」から宅配買取を依頼することも可能です。当社にとっては、リユースを利用したことのある顕在顧客に加え、まだリユースを利用したことのない潜在顧客の掘り起こしと顕在化を図るアプリです。

これら事業の系統図は、次の通りであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) STAR BUYERS LIMITED	中華人民共和国 香港特別行政区 九龍尖沙咀	HKD1,000.00	ブランド品、骨 董・美術品等リ ユース事業	100.0	左記事業内容における 海外業務代行等を行っ ております。
(連結子会社) マーケットインサイト 株式会社	東京都港区	5,000千円	ブランド品、骨 董・美術品等リ ユース事業	100.0	左記事業内容における システム開発等を行っ ております。
(連結子会社) 株式会社 古美術八光堂	大阪府大阪市 浪速区	10,000千円	ブランド品、骨 董・美術品等リ ユース事業	100.0	左記事業内容における 骨董・美術品分野等を 担っております。

(注) 1. 連結子会社の「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当する会社はありません。

3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
ブランド品、骨董・美術品等リユース事業	397 (101)

- (注) 1. 当社は「ブランド品、骨董・美術品等リユース事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。
2. 平成29年12月31日時点で、当社グループから当社グループ外への出向者、また当社グループ外から当社グループへの出向者はありません。
3. 従業員数の()内は外書きで、準社員及び嘱託社員数並びにパートタイマー(正社員の年間所定労働時間換算)の年間平均雇用人員数を記載しております。
4. 最近日までの1年間において、従業員が60名増加しておりますが、これは主に平成29年2月17日付での株式会社古美術八光堂の完全子会社化によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成29年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
332 (94)	30.3	2.3	4,050

- (注) 1. 当社は「ブランド品、骨董・美術品等リユース事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。
2. 従業員数は、平成29年12月31日時点での当社から他社への出向者を除いております。なお、他社から当社への出向者はありません。
3. 従業員数の()内は外書きで、準社員及び嘱託社員数並びにパートタイマー(正社員の年間所定労働時間換算)の年間平均雇用人員数を記載しております。
4. 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与については、正社員を対象とした数値を示しております。
5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当社は「ブランド品、骨董・美術品等リユース事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第6期連結会計年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善等により個人消費も堅調な動きが見られております。しかしながら、一方で米国大統領就任後の円安・株高の傾向や、北朝鮮をはじめとする地政学的リスクの影響等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの属するリユース業界については、リユース店の増加やフリマアプリ、インターネットオークションの普及等により、消費者にとって中古品を売買しやすい環境が広がっており、また、商品を購入するスタイルも売却等を意識した選び方に変化している状況が多く見られるようになっております。

このような環境下、当社グループの取組みについて、リユース商品の仕入れと販売に分けてその内容を記載いたします。

(商品仕入れについて)

リユース商品の仕入れにおきましては、店頭買取による仕入れを増加させるため、新たに「なんぼや」を3店舗、「BRAND CONCIER」を1店舗オープンいたしました。さらに、骨董品・美術品ジャンルのより一層の取扱強化を目指し、平成29年2月、株式会社古美術八光堂を完全子会社化したことにより、当連結会計年度末の当社グループ全体の買取店舗数は、「なんぼや」38店舗、「BRAND CONCIER」6店舗、「古美術八光堂」8店舗、合計52店舗となり、前連結会計年度に比べ10店舗増加いたしました。

また、WEBマーケティングを駆使しSEOやリスティング広告等による店頭買取、宅配買取、出張買取のPRや、配送業者や旅行業者、百貨店など異業種と相互送客を目的としたキャンペーンを開催する等、集客・買取促進施策の実施、出張買取・宅配買取の対応強化も並行して実施いたしました。

(商品販売について)

リユース商品の販売におきましては、当社で仕入れたリユース商品をより多くの一般消費者へ販売するため、平成28年10月に新規の小売ブランドとして「ALLU」の販売店舗をオープンすると共に、同ブランド名にてECサイトを開設いたしました。また、世界各国からバイヤーが集結する宝飾展等が開催される香港では、国内での販売より高い利益率でダイヤモンドやメレダイヤを販売できると考え、業者向けオークション「STAR BUYERS AUCTION」を香港にてこれまで4回開催する等、新たな販路を開き販売方法の選択肢を広げました。

上記(商品仕入れについて)及び(商品販売について)に記載の通り、買取店舗の新規出店、異業種との共同キャンペーン等の買取促進策の実施等、商品仕入れへの取組み、また、小売ブランドの立ち上げやECサイトの開設、海外オークション開催等販売への取組みを実施した結果、商品仕入れが増加し、仕入れの増加に伴い販売も増加したことから、当連結会計年度の実績につきましては、仕入高は17,191,166千円(前年同期比4.7%増)、売上高は22,685,086千円(前年同期比3.2%増)、営業利益は1,030,365千円(前年同期比83.1%増)、経常利益は1,139,789千円(前年同期比153.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は570,978千円(前年同期比742.0%増)となりました。

第7期第1四半期連結累計期間(自平成29年9月1日 至平成29年11月30日)

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢の改善が続く中、個人消費についても緩やかな回復傾向が見られました。しかしながら、米国政権の政治動向や、北朝鮮をはじめとする地政学的リスクの高まりに加え、国内政治に対する不安感等の影響から、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。また、有形のモノを購入するためにお金を使う「モノ」消費から、旅行や体験など無形のコトにお金を使う「コト」消費への消費者マインドのシフトが進んでおり、今後も流通業界への影響は増大するものと予想されま

す。

このような環境の下、当社グループは10月に、潜在的な買取需要にアプローチする新たな試みとして、持ち物の査定や現在価値の管理ができるスマートフォンアプリ「miney(マイニー)」を運用開始いたしました。これにより、顕在顧客に加え、潜在顧客に対してもアプローチを強めて需要喚起を進め、買取店舗への集客の増大等を図ってまいりました。また、「なんぼや」を新たに3店舗オープンさせ、継続して買取拠点の拡充、商品仕入れの強化を推し進めてまいりました。

商品販売では、「STAR BUYERS AUCTION」の国内大会結果が堅調に推移していることに加え、香港大会を9月、11月に実施しており、海外での売上も確保いたしました。

これらの結果、当社グループの当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、売上高は7,590,838千円、営業利益は598,746千円、経常利益は601,959千円、親会社株主に帰属する四半期純利益は391,901千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第6期連結会計年度(自平成28年9月1日 至平成29年8月31日)

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べて215,163千円増加し、2,657,806千円となりました。

当連結会計年度中における各区分のキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、41,761千円の支出(前連結会計年度は917,857千円の収入)となりました。これは税金等調整当期純利益982,342千円、減価償却費312,036千円及び減損損失157,447千円等による資金の増加があった一方で、たな卸資産の増額1,142,158千円、売上債権の増額77,043千円及び未払法人税等の減額50,453千円等による資金の減少があったためであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、814,367千円の支出(前年同期比110,336千円の増加)となりました。これは連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出584,608千円及び有形固定資産の取得による支出203,038千円等による資金の減少があったためであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、1,072,159千円の収入(前年同期比522,389千円の増加)となりました。これは長期借入金の返済による支出406,749千円等による資金の減少があった一方で、短期借入金の増加による収入900,434千円及び長期借入金の借入による収入920,392千円等による資金の増加があったためであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループでは生産活動を行っていないため該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループでは受注活動を行っていないため該当事項はありません。

(3) 仕入実績

第6期連結会計年度及び第7期第1四半期連結累計期間における仕入実績は、次のとおりであります。なお、当社は「ブランド品、骨董・美術品等リユース事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

セグメントの名称	第6期連結会計年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)		第7期第1四半期連結累計期間 (自 平成29年9月1日 至 平成29年11月30日)
	仕入高(千円)	前年同期比(%)	仕入高(千円)
ブランド品、骨董・美術品等 リユース事業	17,191,166	104.71	5,848,725

- (注) 1. 金額は、仕入価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 販売実績

第6期連結会計年度及び第7期第1四半期連結累計期間における販売実績は、次のとおりであります。なお、当社は「ブランド品、骨董・美術品等リユース事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

セグメントの名称	第6期連結会計年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)		第7期第1四半期連結累計期間 (自 平成29年9月1日 至 平成29年11月30日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
ブランド品、骨董・美術品等 リユース事業	22,685,086	103.20	7,590,838

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

顧客の名称	第5期連結会計年度		第6期連結会計年度		第7期第1四半期 連結累計期間	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
株式会社ネットジャパン	3,126,126	14.22	2,978,035	13.13	968,358	12.76
日本マテリアル株式会社	—	—	—	—	763,392	10.06

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、提出日現在において、当社グループが判断したものであり、その達成を保証するものではありません。

(1) 経営の方針

当社は、「そうきたか!をつくる。」をミッションに掲げ、人やものごととの新しい出会いや唯一無二の自分らしさの発見を通して、オリジナリティあふれる社会をつくり出すことを目指し、企業活動を通して世の中に「そうきたか!」と言わせる新たな視点を提供してまいります。

(2) 経営環境

「モノあまり」に伴う循環型社会への移行を背景として、より低価格かつ高品質な中古品に対する需要は、今後も高まっていくものと思われます。このため、当社が属するリユース・リサイクル業界におきましては、各企業の成長及び新規参入企業の増加に伴い、買取における競争の激化及び他業界との連携や資本受入れが更に進んでいくものと予想されます。

このような環境の下、当社は、創業以来培ってきたノウハウや実績を基に、買取拠点のさらなる拡充によるコアビジネスの拡大、資産管理アプリの投入による潜在顧客へのアプローチ実施、そして海外ビジネスの強化による新たな成長の柱の構築を通して、さらなる成長を目指してまいります。

(3) 経営戦略及び対処すべき課題

上記経営環境の下、当社グループは、中長期的な経営ビジョンとして「世界中のプライスをもっとオープンにし、売買をスマートにする」を掲げ、経営方針を「継続的な出店とデータのオープン化により、国内シェアNo. 1の獲得とグローバル化を推進する」として、継続的な買取店舗の出店と資産管理アプリによる潜在顧客の掘り起こしによるブランドリユース業界における国内シェアNo. 1の獲得への取組みと、グローバル化を推進すべく、下記について重点的に取り組んでまいります

(経営戦略)

① 買取拠点拡充による当社コアビジネス「なんぼや」「BRAND CONCIER」「STAR BUYERS AUCTION」の取扱高拡大
中古ブランド品市場は今後も拡大成長が見込まれる中、当社は商品仕入れ(買取)を最重要機能と捉えております。このため、WEBやSNSを軸とするデジタル集客運営体制の確立と既存店舗網の充実のみならず、継続的に買取店舗を出店することによる仕入れ(買取)の増加とこれに伴う売上増加に取り組み、平成31年8月期までに、現状52店舗の買取店舗を73店舗へ拡大することを目指します。

② 資産管理アプリの投入による潜在顧客へのアプローチ

現在の国内買取市場における当社のデジタル集客戦略は、既にリユースを利用したことがある方や不用品の売却意欲がある方へ、WEB広告等を使用して当社のPRを行う手法が主となっております。これは、一定の成長が見込まれる現時点の市場環境におきましては一定の競争優位性を有するものの、将来の市場の成熟化を見据えた場合、市場環境の変化や競争激化に備える必要があると考えております。

そこで、スマートフォンで自身の持ち物の現在価値や過去からの価格推移を提示するアプリ「miney」を新たに投入し、モノの価値も日々変動することを知らせ、同様に日々価格が変動する金やプラチナのように実物資産としての管理を提案し、まだリユースを利用したことのない方やモノの価値変動に気づいていない潜在顧客へのアプローチを行ってまいります。さらに、不動産業や自動車メーカー等、異業種との連携により、現状の取扱商材であるブランド品や時計、貴金属、骨董・美術品以外へのジャンル拡充も視野に入れ、サービスの拡充を図ってまいります。

③ 海外ビジネスの強化による新たな成長の柱の構築

現在当社が取り組んでいる海外ビジネスは、香港での「STAR BUYERS AUCTION」によるダイヤモンドやメレダイヤの販売が主となっており、海外での売上比率は5%程度となっております。今後、この比率を拡大するべく、例えば時計など、海外でも人気のリユース商材に着目し、ダイヤモンドやメレダイヤ以外のオークションでの卸販売に取り組んでまいります。

また、日本での商品仕入れ、販売のノウハウを軸に、海外でも現地での商品仕入れ、販売を行うビジネスモデルの構築を目指してまいります。

(対処すべき課題)

① 新規出店等に応じたバイヤーの確保

当社グループでは店頭買取での商品仕入れの増加に向けた取り組みのひとつとして買取店舗の新規出店を進めておりますが、新規店舗への人員配置や新規出店による商品仕入れ増加にも十分に対応できる数のバイヤーの確保が必要であると認識しております。

そのため、新規出店等に応じたバイヤーの確保を引き続き進めてまいります。

② バイヤーの育成及び買取査定標準化の推進

現状、当社グループでは、研修体制の整備を進めることでバイヤーの鑑定・査定能力向上に努めており、現場でのOJTも進めておりますが、出店拡大に伴い新人バイヤーが増加していることにより、鑑定・査定能力にバラつきが生じ、結果的に薄利となる商品やお客様が持ち込んだ売却希望商品の買い逃しが発生していると認識しております。

そのため、当社グループでは、研修内容の見直しや改善によるバイヤーの能力向上に向けた取り組みを継続するとともに、買取査定能力の標準化を進めるべく、社内の商品検索システムである「査定プラットフォーム」のさらなる機能改善を進めてまいります。

③ 海外展開のための現地ネットワークの開拓

海外におけるブランドリユースの需要の高まりとともに、当社グループは香港に拠点を設け、海外売上高を拡大させておりますが、今後のさらなる海外売上比率の拡大にあたっては、ネットワーク及び海外でのリユース市場や、リユース品の商品仕入れ、商品販売に関する知見が十分とはいえない状況であると認識しております。

そのため、これまで以上に海外ビジネスを拡大させていくにあたり、海外現地法人の設立にとどまらず、M&AやJVなどによる外部とのパートナーシップの構築を進めてまいります。

④ 販売におけるマルチチャネル化の推進

現状、当社グループでは、自社運営のオークションである「STAR BUYERS AUCTION」を中心とした卸販売の販路により安定的に収益を確保している一方で、さらなる収益確保と利益率向上を目指して小売販売（「ALLU」「ZIPANG」）を開始しているものの、十分な収益確保・利益率の向上を図れているとはいえない状況であると認識しております。

そのため、より多くの収益と高い利益率を確保するべく、「商品管理システム」に登録されている商品データ、販売データの分析等により最適な販路選定を行うとともに、海外（香港）での「STAR BUYERS AUCTION」での販売ジャンル拡充等の実施や、他社の持つ販路への出品も視野に入れたマルチチャネル化の仕組みを整えてまいります。

(4) 株式会社の支配に関する基本方針について

当社は、現時点におきましては、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきまして、特に定めておりません。しかしながら、今後の社会的な動向等を注視し、慎重に検討を行ってまいります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、当社グループの事業又は本株式の投資に関するリスクを全て網羅するものではありません。

(1) 仕入れ体制について

① リユース品の仕入について

当社グループの事業において、リユース品の買取仕入は収益確保における基盤となっております。ただ、リユース品の買取仕入は、新品と異なり、お客様の売却希望商品の持込数に依存することから仕入量の調節が難しいため、より安定した買取仕入を行うべく、インターネット上でのSEO対策の強化に加え、カスタマーサポートの充実化や「LINEで査定」サービスの導入による、電話やSNS「LINE」を使用した事前査定を実施することで当社グループ買取店舗への誘導を図っております。また、店頭での買取の他、宅配買取、出張買取を実施し、仕入体制を強化しております。

しかしながら、今後における景気動向の変化、競合の買取業者の増加、顧客マインドの変化、宝石・貴金属等一部の商品については貴金属・地金相場の変動等によって、質量ともに安定的なリユース品の確保が困難となった場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

② 仕入担当者(バイヤー)について

リユース品の仕入金額については、金やプラチナ等の相場がある場合を除き、あらかじめ流通価格が決まっているものはありません。また、ブランド人気の定着や近年におけるリユース品流通量の増大により、当社グループのリユース品仕入においては、商品の真贋チェックを行い、その時々状況に合わせた適正な買取価格を提示できるバイヤーの存在が欠かせません。従って、専門知識と経験を持ち合わせたバイヤーの人員確保は、当社の重要な経営課題であると認識しております。

以上より、バイヤーの人員確保が計画どおり進まない場合、当社グループのリユース品買取仕入活動及び店舗の出店計画は制約を受けるため、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

③ コピー商品の買取リスクについて

バッグや時計といったブランド品については、著名ブランドを中心に「コピー商品」の流通が広範囲にわたっており、社会的に重要な問題となっております。当社グループにおいては、日頃から各バイヤーの真贋チェック能力を養うことにより、コピー商品の買取防止に努めております。また、お客様(業者及び一般消費者)に安心して商品をお買い求めいただくために、販売前にも再度入念な真贋チェックを行っており、誤って仕入れたコピー商品については、すべて返品もしくは廃棄処理を行い、コピー商品の販売防止に努めております。なお、真贋チェックが難しい商品については、社外に真贋チェックを依頼するケースもあります。

しかしながら、各ブランドの正規店からの仕入れではなく二次流通にて一般消費者から商品を仕入れるという特性上、常にコピー商品の買取・販売のリスクを含んでおり、当該トラブルの発生及びこれに伴う信頼低下により、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

④ 盗品の買取リスクについて

買い取った商品が盗品であると発覚した場合、古物営業法に関する規制では1年以内、民法の基準では2年以内であればこれを無償で被害者に回復することとされております。当社グループにおいては、少しでも盗品と疑わしい商品については買取を控え、警察当局とも密に連携を図る等、盗品の流通を阻止すべく事業を展開しております。

また、古物営業法及び民法遵守の観点から、古物台帳(商品の買取記録を詳細に記載した台帳)を業務システムと連携させることで、盗品買取が発覚した場合には適時適切に警察当局の捜査に協力し、盗品を被害者へ無償返還できる体制を整えております。しかしながら、事業特性上、盗品の買取を完全に防止することは困難であり、盗品の買取による仕入ロスや当該トラブル発生に起因した当社への信頼低下により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 店舗・事業所展開、運営について

① 今後の店舗出店について

当社グループはこれまで、全国合計52店舗を展開（平成29年8月末現在）する買取店舗「なんぼや」「BRAND CONCIER」「古美術八光堂」により、買取仕入量を確保してまいりました。

今後、更なる成長へ向けて仕入力の強化が必須ではありますが、今後の買取店舗の出店が計画どおりに進まなかった場合、リユース商品の仕入が計画を下回り、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 当社グループの営業エリアについて

当社グループは、取扱商品におけるマーケット規模が大きい三大都市圏の中心である東京特別区、大阪市、名古屋市及びその周辺に買取店舗が多く存在しております。また、売上の大半は東京都港区にて開催している「STAR BUYERS AUCTION」によるものとなっております。これらのことから、三大都市圏及びその周辺に影響を与える大規模災害の発生等により事業設備の損壊、各種インフラの供給制限等の不測の事態が発生した場合には、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

③ 賃貸借契約による店舗退店、賃料上昇

当社グループが展開する買取店舗は賃借店舗であることから、何らかの理由により契約が更新できない場合、また、契約更新時などに賃料が上昇した場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

④ システム障害について

当社グループの事業においては、インターネットによる集客をはじめ、店舗での現金払出しに関連する不正防止や買取から販売までの間の個別の商品の管理、買取及び販売の相場データの収集に至るまでITシステムへの依存が大きくなっております。

このため、数日間のシステム停止であれば人の組織的な対応で事業を継続できる側面がありますが、例えば数か月に亘るシステム停止等が発生した場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

⑤ 減損会計の適用について

当社グループは、買取店52店舗、小売店2店舗を出店（平成29年8月末現在）しておりますが、事業環境の変化等により、店舗毎の採算性が低下した場合、減損会計の適用に伴う損失処理が発生し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。当社としては、減損処理が発生しないよう各拠点の収益管理を徹底し、採算性の悪い拠点に対しては対策を講じておりますが、万一、不採算拠点の増加や閉鎖が増加した場合には、多額の減損損失が発生する可能性があります。

(3) 外部環境の変化による影響について

① 外部環境の変化に伴う売上変動について

当社グループは、貴金属、時計、地金、宝石及びブランド品が主な取扱商材となっており、その他、骨董・美術品や食器類等へ多様化させることにより、特定の商品に依存しない安定した営業体制を構築しております。また、今後の更なる収益拡大に向け、取扱商品のジャンル拡大を目指しております。

しかしながら、商品によっては流行の変化に伴う経済的陳腐化や、為替相場及び貴金属・地金相場の変動等により価値下落がもたらされるもの、牽引役となる人気商品・ヒット商品の有無により販売動向が大きく左右されるものが存在しており、為替・株式市況等の乱高下、景況感の急激な変化等により、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

② 競合の激化について

当社グループでは主に商品の買取において同業他社との競合が生じており、当社においては、今後もWEB広告を中心とした集客に注力し、利便性の高い立地へ出店、店舗でのサービスクオリティの向上、継続的な人材教育により、競争力の向上及び競合他社との差別化を推進していく方針であります。

しかしながら、今後において、新規参入企業により一層の競合激化が生じた場合には、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

③ 有利子負債への依存度について

当社グループは、運転資金の多くを金融機関からの借入金等に依存しており、平成29年8月期末における有利子負債は総資産の50.7%となっております。よって、金融情勢の変化などにより計画通り資金調達ができない場合には、事業展開等に影響を受ける可能性があります。また、金利の上昇により資金調達コストが増大した場合には利益を圧迫し、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

(4) 法的規制について

① 古物営業法に関する規制について

当社は、古物営業法にかかる法的規制を受けており、古物営業の許可を都道府県公安委員会より受けております(古物営業の許可には有効期限は定められておりません)。

古物営業法または古物営業に関する他の法令に違反した場合、盗品等の売買等の防止もしくは盗品等の速やかな発見が著しく阻害される恐れがあると認められる場合には、公安委員会は古物営業法第24条に基づき営業の停止もしくは許可の取消しを行うことができるとされております。

当社は、古物商の許可を受けて古物の売買を行っており、古物市場主の許可を受けて古物商間の古物の売買のための市場を運営しております。また、同法に関する社内教育を徹底し、同法に定められている買取依頼者の本人確認、古物台帳の管理の徹底等、同法を遵守した営業活動を行っており、事業継続に支障をきたす事象発生は無いものと認識しております。

しかしながら、今後、同法に抵触するような事件が発生し、許可の取り消し等が行われた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 個人情報の管理について

当社グループでは、店舗業務や販売促進等において、顧客の住所、氏名、職業、年齢、クレジットカード情報等を取り扱っており、これら個人情報も帳簿等に記載又は電磁的方法により記録し、管理しております。このため、当グループにおいては個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備し、プライバシーマークを取得する他、社内規程等ルールの整備、社内管理体制の強化、社員教育の徹底、情報システムのセキュリティ強化等により、個人情報保護マネジメント機能の向上を図り、「個人情報の保護に関する法律」の遵守、個人情報の漏洩防止に努めております。

しかしながら、個人情報の漏洩が発生した場合、社会的信用の失墜、事後対応による多額の経費発生等により、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。

③ 犯罪による収益の移転防止に関する法律について

当社グループの事業は「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が適用されます。当社グループが同法令の遵守を怠った場合、行政庁による指導、助言及び勧告並びに罰則を受けることがあり、その場合、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。

(5) 海外の事業展開について

当社グループでは、事業拡大を図るために、グループ事業の海外展開を進めていく方針であります。そのなかで、各国の景気変動、政治的・社会的混乱、法規制等の変更、大幅な為替変動などが発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社役員及び従業員に対するインセンティブを目的として、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化することになり、将来における株価への影響を及ぼす可能性があります。なお、本書提出日現在、これらの新株予約権による潜在株式数は696,550株であり、発行済株式総数の11.07%に相当します。新株予約権の詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(7) 資金使途について

本書提出日現在、当社の公募増資による調達資金につきましては、今後の業容拡大に向けた仕入基盤拡充のためのリユース商品買取店舗の新規開設費用、事業運営の安定化及び業務効率化等を目的としたシステムインフラの増強やインターネット販売に係る販売促進のためのソフトウェアの開発費用、広告宣伝費に充当する予定であります。

しかしながら、経営環境の変化により柔軟に対応するため、現時点における資金使途計画以外に充当する可能性があります。また、上述の計画通りに充当された場合でも、想定通りの効果が得られなかった場合、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当連結会計年度中、当社は、平成29年2月17日開催の取締役会において、株式会社 古美術八光堂の全株式を取得する株式譲渡契約の締結を決議し、同日付で締結いたしました。本件に関する詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」に記載のとおりであります。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、開示に影響を与える見積りに関して、過去の実績や当該取引の状況に照らして合理的と考えられる見積り及び判断を行い、その結果を資産・負債の帳簿価額及び収益・費用の金額に反映して財務諸表を作成しておりますが、実際の結果は見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第6期連結会計年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

① 総資産

当連結会計年度末における流動資産は、当社商品在庫に加え、株式会社古美術八光堂の子会社化に伴う商品の増加1,245,774千円等により前連結会計年度末に比べて1,723,682千円増加し、6,879,063千円、固定資産は、株式会社古美術八光堂の子会社化等に伴うのれんの増加614,457千円等により前連結会計年度末に比べて797,749千円増加し、3,213,228千円となりました。この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて2,521,431千円増加し、10,092,292千円となりました。

② 負債

当連結会計年度末における流動負債は、子会社化した株式会社古美術八光堂分の短期借入金の増加及び当社における仕入増に伴う商品の増加等による運転資金確保のための短期借入金の増加900,434千円等により前連結会計年度末に比べて1,430,587千円増加し4,361,527千円、固定負債は、定期償還により社債が160,000千円減少したものの、株式会社古美術八光堂の子会社化のための資金調達等による長期借入金の増加832,072千円等により前連結会計年度末に比べて511,304千円増加し、2,465,039千円となりました。この結果、負債額は、前連結会計年度末に比べて1,941,891千円増加し、6,826,567千円となりました。

③ 純資産

当連結会計年度末における純資産額は、前連結会計年度末に比べて579,540千円増加し、3,265,725千円となりました。これは主に、利益剰余金の増加564,161千円によるものであります。

第7期第1四半期連結結果計期間(自 平成29年9月1日 至 平成29年11月30日)

① 総資産

当第1四半期連結結果計期間末における流動資産は、香港でのオークション販売等による売掛金の増加506,116千円、商品仕入れの増加による商品の増加458,375千円及び香港でのオークション販売等にかかる前受金の増加に伴う現金及び預金の増加346,242千円等により前連結会計年度末に比べて1,323,139千円増加し8,202,202千円、固定資産は、当社における新規出店、及び株式会社古美術八光堂における東京本社移転による建物及び構築物が112,199千円増加したものの、減価償却費55,328千円があったこと等により前連結会計年度末に比べて72,635千円増加し、3,285,863千円となりました。この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて1,395,774千円増加し、11,488,066千円となりました。

② 負債

当第1四半期連結結果計期間末における流動負債は、仕入増に伴う商品の増加等による運転資金確保のための短期借入金の増加866,566千円等により前連結会計年度に比べて1,293,721千円増加し、5,655,249千円、固定負債は、約定返済による長期借入金の減少97,248千円、定期償還による社債の減少80,000千円等により191,726千円減少し、2,273,313千円となりました。この結果、負債額は、前連結会計年度末に比べて1,101,995千円増加し、7,928,562千円となりました。

③ 純資産

当第1四半期連結結果計期間末における純資産額は、前連結会計年度末に比べて293,778千円増加し、3,559,504千円となりました。これは主に、利益剰余金の増加293,433千円によるものであります。

(3) 経営成績の分析

第6期連結会計年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

① 売上高

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べて704,132千円増加し、22,685,086千円となりました。これは主に、当社買取店舗の新規出店及び株式会社古美術八光堂の子会社化に伴う商品仕入れ増加と、それによる販売数増加により、商品売上高が増加したためであります。

② 売上原価、売上総利益

当連結会計年度の売上原価は前連結会計年度に比べて330,863千円減少し16,017,476千円、売上総利益は前連結会計年度に比べて1,034,996千円増加し、6,667,609千円となりました。これは主に、商品仕入れ時の値付け精度が向上し売上原価を抑えられたことと、売上高の増加に加え、小売ブランドの新設や海外でのオークション開催などの販路拡大によるものであります。

③ 販売費及び一般管理費、営業利益、売上高営業利益率

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は前連結会計年度に比べて567,234千円増加し、5,637,244千円となりました。これは主に、事業規模拡大に伴う人件費や地代家賃が増加したことによるものであります。当連結会計年度の営業利益は、消耗品費や保険料の削減等により、前連結会計年度に比べて467,761千円増加し、1,030,365千円となりました。この結果、売上高営業利益率は4.5%となりました。

④ 営業外損益、経常利益、売上高経常利益率

当連結会計年度の営業外損益は、保険解約払戻金の発生や為替差益の増加等により営業外収益が前連結会計年度に比べて161,684千円増加し170,366千円、また、支払手数料の減少等により営業外費用が前連結会計年度に比べて60,958千円減少し60,942千円となりました。

この結果、当連結会計年度の経常利益は、前連結会計年度に比べて690,405千円増加し1,139,789千円、売上高経常利益率は5.0%となりました。

⑤ 特別損失、親会社株主に帰属する当期純利益、売上高当期純利益率

当連結会計年度の特別損失は、事務所移転費用の減少等により前連結会計年度に比べて7,491千円減少し、157,447千円、法人税等合計は、法人税の増加等により前連結会計年度に比べて194,733千円増加し411,364千円となりました。

この結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に比べて503,162千円増加し570,978千円、売上高当期純利益率は2.5%となりました。

なお、減損損失として157,447千円を特別損失に計上しており、その内訳は、建物及び構築物124,539千円、のれん32,908千円であります。

第7期第1四半期連結結果計期間(自 平成29年9月1日 至 平成29年11月30日)

① 売上高

当第1四半期連結結果計期間の売上高は、7,590,838千円となりました。これは主に、日本及び香港におけるオークション売上4,469,350千円によるものであります。

② 売上原価、売上総利益

当第1四半期連結結果計期間の売上原価は5,375,673千円、売上総利益は2,215,164千円となりました。買取店舗の新規出店や株式会社古美術八光堂を子会社化したことによる商品仕入れの増加等から売上原価は増加したものの、国内での卸販売に加え、海外での卸販売や小売販売の複数販路を設けたことにより、より高い利益を確保する販路への商品振り分けを行うことができたため、増益となっております。

③ 販売費及び一般管理費、営業利益、売上高営業利益率

当第1四半期連結結果計期間の販売費及び一般管理費は1,616,418千円、営業利益は、598,746千円となりました。グループ会社が増えたことにより広告宣伝費や人件費等は増額となっておりますが、グループ内企業間での商品仕入れ・販売やそれに付随する業務のノウハウの共有等から業務委託費や支払い報酬等が削減でき、増益となりました。なお、売上高営業利益率は7.9%であります。

④ 営業外損益、経常利益、売上高経常利益率

当第1四半期連結結果計期間の営業外損益は、営業外収益が11,557千円、営業外費用が8,344千円となり、経常利益は601,959千円となりました。これにより売上高経常利益率は7.9%となりました。

⑤ 特別損失、親会社株主に帰属する四半期純利益、売上高四半期純利益率

当第1四半期連結累計期間の特別損益は発生していません。なお、法人税等合計は210,057千円となりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の親会社株主に帰属する四半期純利益は391,901千円、売上高四半期純利益率は5.2%となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社は「ブランド品、骨董・美術品等リユース事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第6期連結会計年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

当連結会計年度の設備投資については、今後の事業拡大に備えるべく仕入体制の強化と新事業の開始等により、新規出店5店舗、改装・移転各1店舗を実施しております。また、仕入れや販売及び管理部門の業務効率化に向けたシステムの見直し、構築等も実施いたしました。

以上の結果、当連結会計年度に実施しました設備投資額は273,805千円となりました。

なお、当連結会計年度中において重要な設備の新設(出店、改装、移転)は下記のとおりであり、重要な設備の売却はありません。

セグメントの名称	区分	店舗・設備の名称	開設日・改装日
ブランド品、骨董・美術品等リユース事業	出店	ALLU(東京都中央区)	平成28年10月
		なんぼや 八王子東急スクエア店(東京都八王子市)	平成29年4月
		なんぼや 中野ブロードウェイ店(東京都中野区)	平成29年6月
		なんぼや アトレ亀戸店(東京都江東区)	平成29年6月
	ブランド コンシェル 松坂屋静岡店(静岡県静岡市)	平成29年6月	
改装	なんぼや 上野店(東京都台東区)	平成29年2月	
移転	なんぼや 梅田OPA店(大阪府大阪市)	平成29年2月	

第7期第1四半期連結累計期間(自 平成29年9月1日 至 平成29年11月30日)

当第1四半期連結累計期間の設備投資については、今後の事業拡大に備えた仕入体制強化のため、3店舗の新規出店を実施いたしました。また、仕入れや販売及び管理部門の業務効率化に向けたシステムの見直し、構築も引き続き推し進めてまいりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間に実施しました設備投資額は140,036千円となりました。

なお、当第1四半期連結累計期間において重要な設備の新設(出店、改装、移転)及び除却は新規出店は下記のとおりであり、重要な設備の売却はありません。

セグメントの名称	区分	店舗・設備の名称	開設日・改装日
ブランド品、骨董・美術品等リユース事業	出店	なんぼや 札幌パセオ店(北海道札幌市)	平成29年9月
		なんぼや 港北東急SC店(神奈川県横浜市)	平成29年9月
		なんぼや 和歌山MIO店(和歌山県和歌山市)	平成29年10月
	移転	株式会社古美術八光堂 東京本社(東京都大田区)	平成29年11月
除却	株式会社古美術八光堂 東京本社(東京都中央区)	平成29年11月	

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。なお、当社は「ブランド品、骨董・美術品等リユース事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第6期連結会計年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

(1) 提出会社

平成29年8月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	工具、器具 及び備品	リース 資産	その他	合計	
本社 (大阪府大阪市 北区)	—	本社機能	11,811	—	877	—	—	12,688	51 (4)
東京オフィス (東京都港区)	ブランド 品、骨董・ 美術品等リ ユース事業	本社機能 オークショ ン設備	416,841	—	35,424	24,621	126,373	603,260	154 (55)
なんぼや銀座本 店(東京都中央 区)他、37店舗		買取店舗	319,064	—	41,677	10,169	534	371,445	104 (22)
BRAND CONCIER 銀座店(東京都 中央区)他、5 店舗		買取店舗	21,656	—	1,583	0	866	24,106	8 (—)
ブランドリセー ルショーZIPANG (大阪府泉佐野 市)		小売店舗	28,860	—	15,870	—	4,050	48,781	1 (6)
ALLU(東京都中 央区)		小売店舗	91,217	—	8,525	—	5,014	104,757	2 (5)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェア、商標権、建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定の合計であります。
 4. 従業員数の()内は外書きで、準社員及び嘱託社員数並びにパートタイマー(正社員の年間所定労働時間換算)の年間平均雇用人員数を記載しております。

(2) 国内子会社

平成29年8月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	工具、 器具及び 備品	リース 資産	その他	合計	
株式会社 美術 八光堂	本社(大阪府大阪 市浪速区)	ブランド 品、骨董・ 美術品等リ ユース事業	本社機能	178,405	189,965 (381.5)	3,971	—	2,969	375,312	21 (3)
	東京本社(東京都 中央区)		本社機能	5,932	—	1,580	—	—	7,513	28 (—)
	古美術八光堂銀座 本店(東京都中央 区)他7店舗		買取店舗	45,109	—	1,934	—	960	48,005	9 (—)
マーケッ トインサ イト(株)	本社(東京都港区)		本社機能	—	—	887	—	9,496	10,384	1 (3)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具、ソフトウェア、及びソフトウェア仮勘定の合計であります。
 4. 従業員数の()内は外書きで、準社員及び嘱託社員数並びにパートタイマー(正社員の年間所定労働時間換算)の年間平均雇用人員数を記載しております。

(3) 在外子会社

平成29年8月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	工具、 器具及び 備品	リース 資産	ソフト ウェア	合計	
STAR BUYERS LIMITED	本社 (中華人民共和国)	ブランド 品、骨董・ 美術品等リ ユース事業	事務所	—	—	1,214	—	967	2,182	0

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

第7期第1四半期連結累計期間(自 平成29年9月1日 至 平成29年11月30日)

新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第1四半期連結累計期間に著しい変動があった設備は、次のとおりであります。

当社は、商品仕入れを担う買取店舗「なんぼや」3店舗の新設に伴い59,428千円を投資いたしました。また、子会社である株式会社古美術八光堂の東京本社移転に伴い75,719千円を投資しており、旧本社社屋の除却は7,562千円となっております。

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成29年12月31日現在)

当社は「ブランド品、骨董・美術品等リユース事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手年月	完了予定年月	
なんぼや 4店舗	買取店舗の 新設	100,000	—	自己資金又は 借入金	平成29年12月	平成30年4月	(注) 2
なんぼや又は BRAND CONCIER 2店舗	買取店舗の 新設	50,000	—	増資資金	平成30年3月	平成30年8月	(注) 2
なんぼや又は BRAND CONCIER 10店舗	買取店舗の 新設	250,000	—	増資資金	平成30年9月	平成31年8月	(注) 2
なんぼや又は BRAND CONCIER 11店舗	買取店舗の 新設	275,000	—	増資資金	平成31年9月	平成32年8月	(注) 2
(株)古美術八光 堂 富山店 (富山県富山市)	買取店舗の 新設	6,000	—	自己資金又は 借入金	平成29年10月	平成30年1月	(注) 2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力につきましては、合理的な算出が困難なため、記載しておりません。

(2) 重要な設備の改修

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除去等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

(注) 平成29年11月25日付で普通株式1株につき5株の株式分割が行われております。これにより、発行可能株式総数は16,000,000株増加し、20,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,594,785	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	5,594,785	—	—

(注) 平成29年11月24日付で単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。また、平成29年11月25日付で普通株式1株につき5株の株式分割が行われております。これにより、発行済株式数は4,475,828株増加し、5,594,785株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 第1回新株予約権

平成27年9月11日取締役会及び臨時株主総会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、以下のとおりであります。

	最近事業年度末現在 (平成29年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年1月31日)
新株予約権の数(個)	7,804	6,424 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	69
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,804(注) 2	32,120(注) 1、2、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,225(注) 3	845(注) 3、7
権利行使期間	自平成29年10月1日 至平成37年9月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,225 資本組入額 2,113	発行価格 845 資本組入額 423(注) 7
新株予約権の行使の条件	(注) 4	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、又は担保権を設定することはできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	(注) 5
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件	(注) 6	(注) 6

(注) 1. 「新株予約権の数(個)」「新株予約権の目的となる株式の数(株)」は、付与対象者の退職等により消却したものを減じた数を記載しております

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとします。

3. 新株予約権の割当日後、当社が当社の普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価(但し、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。これらのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

4.
 - i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要します。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではありません。
 - ii 新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場することを条件に新株予約権を行使することができるものとします。
 - iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとします。
 - iv 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができるものとします。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとします。
 - v 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議により当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決定をすることができます。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとします。
5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付し、残存新株予約権は消滅するものとします。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
6.
 - i 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - ii 以下の議案が当社株主総会で決議された場合(当社株主総会の決議が不要の場合は、当社取締役会で決議された場合)、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - iii 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができるものとします。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定することとします。
7. 平成29年11月25日付で普通株式1株につき5株の株式分割が行われております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 第2回新株予約権

平成29年3月30日取締役会決議及び平成29年3月31日臨時株主総会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、以下のとおりであります。

	最近事業年度末現在 (平成29年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年1月31日)
新株予約権の数(個)	84,750	83,822(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	929
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	84,750(注)2	419,110(注)1、2、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,587(注)3	518(注)3、7
権利行使期間	自平成31年4月1日 至平成39年3月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,587 資本組入額 1,294	発行価格 518 資本組入額 259(注)7
新株予約権の行使の条件	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得は、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件	(注)6	(注)6

(注) 1. 「新株予約権の数(個)」「新株予約権の目的となる株式の数(株)」は、付与対象者の退職等により消却したものを減じた数を記載しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。
ただし、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとします。

3. 新株予約権の割当日後、当社が当社の普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価(但し、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。

これらのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

4. i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要します。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではありません。
 - ii 新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場することを条件に新株予約権を行使することができるものとします。
 - iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとします。
 - iv 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができるものとします。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとします。
 - v 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議により当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決定をすることができます。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとします。
5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付し、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限り、適用します。
 6. i 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - ii 以下の議案が当社株主総会で決議された場合(当社株主総会の決議が不要の場合は、当社取締役会で決議された場合)、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - iii 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができるものとします。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定することとします。
7. 平成29年11月25日付で普通株式1株につき5株の株式分割が行われております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

③ 第3回新株予約権

平成29年11月8日臨時株主総会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、以下のとおりであります。

	最近事業年度末現在 (平成29年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年1月31日)
新株予約権の数(個)	—	51,261
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	242
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	256,305(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	900(注)2、6
権利行使期間	—	自平成31年11月9日 至平成39年11月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 900 資本組入額 450(注)6
新株予約権の行使の条件	—	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	譲渡、又は担保権を設定することはできない。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注)4
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件	—	(注)5

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が当社の普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価(但し、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。これらのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

3. i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要します。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではありません。
- ii 新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場することを条件に新株予約権を行使することができるものとします。

- iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとします。
 - iv 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができることとします。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとします。
 - v 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議により当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決定をすることができます。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとします。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付し、残存新株予約権は消滅するものとします。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
5. i 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができることとします。
- ii 以下の議案が当社株主総会で決議された場合(当社株主総会の決議が不要の場合は、当社取締役会で決議された場合)、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に新株予約権を無償で取得することができることとします。
- (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- iii 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができることとします。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定することとします。
6. 平成29年11月25日付で普通株式1株につき5株の株式分割が行われております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

④ 新株予約権付社債

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年12月28日 (注) 1	—	100	5,000	10,000	△5,000	—
平成26年11月1日 (注) 2	999,900	1,000,000	—	10,000	—	—
平成27年9月30日 (注) 3	112,000	1,112,000	236,600	246,600	236,600	236,600
平成29年4月10日 (注) 4	6,957	1,118,957	9,000	255,600	8,997	245,597
平成29年11月25日 (注) 5	4,475,828	5,594,785	—	255,600	—	245,597

- (注) 1. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、資本金へ振り替えたものであります。
2. 平成26年11月1日付をもって1株を10,000株に株式分割し、これに伴い発行済株式総数が999,900株増加しております。
3. 有償第三者割当増資
発行価格 4,225円 資本組入額 2,112.50円
割当先 寄本晃次 寄本晋輔
4. 従業員持株会に対する第三者割当増資
発行価格 2,587円 資本組入額 1,293.66円
割当先 S O U従業員持株会
5. 平成29年11月25日付をもって1株を5株に株式分割し、これに伴い発行済株式数が4,475,828株増加しております。

(5) 【所有者別状況】

平成29年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	3	4	—
所有株式数 (株)	—	—	—	5,000,000	—	—	594,785	5,594,785	85
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	79.47	—	—	9.45	100.0	—

- (注) 平成29年11月24日付で単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。また、平成29年11月25日付で普通株式1株につき5株の株式分割が行われております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,594,700	55,947	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	85	—	—
発行済株式総数	5,594,785	—	—
総株主の議決権	—	55,947	—

(注) 平成29年11月24日付で単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。平成29年11月25日付けで普通株式1株につき5株の株式分割が行われております。これにより、発行済株式数は4,475,828株増加し、5,594,785株となっております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。なお、当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権(平成27年9月11日 臨時株主総会決議及び平成27年9月11日 取締役会決議)

決議年月日	平成27年9月11日
付与対象者の人数(名)	当社取締役1名、当社従業員24名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 ① 第1回新株予約権」に記載していません。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本書提出日現在の付与対象者の人数は、退職等により9名減少し、付与時の当社従業員1名が当社取締役に就任したことにより、当社取締役2名、当社従業員14名となっております。また退職者分の7,245株分の権利が喪失しております。

第2回新株予約権(平成29年3月31日 臨時株主総会決議及び平成29年3月30日 取締役会決議)

決議年月日	平成29年3月31日
付与対象者の人数(名)	当社取締役及び監査役 5名 当社従業員 131名 完全子会社取締役 2名 完全子会社従業員 10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 ② 第2回新株予約権」に記載していません。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本書提出日現在の付与対象者の人数は、当社従業員の人数は退職等により8名、完全子会社への転籍により4名減少し、119名となっております。また、付与時の完全子会社従業員1名が完全子会社取締役に就任したこと、当社から完全子会社へ4名が転籍したことにより、完全子会社取締役は3名、完全子会社従業員は13名となっております。なお、退職者分の12,860株分の権利が喪失しております。

第3回新株予約権(平成29年11月8日 臨時株主総会決議及び平成29年11月1日 取締役会決議)

決議年月日	平成29年11月8日
付与対象者の人数(名)	当社取締役及び監査役 5名 当社従業員 72名 完全子会社取締役 3名 完全子会社従業員 10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 ③ 第3回新株予約権」に記載していません。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本書提出日現在におきましては、付与対象者のうち当社従業員の人数が退職等により2名減少し、70名となっております。また、退職者分の2,420株分の権利が喪失しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する適切な利益還元を経営上の重要課題の一つとして考えており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、当該期の業績並びに今後の事業展開を勘案しつつ、株主への安定的な配当を実施して行くことを基本方針としております。

当社は、期末配当の基準日を8月31日、中間配当の基準日を2月末日としておりますが、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会であります。また、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

第6期の配当については、上記の安定配当の基本方針のもと、成長投資へ向けた内部留保を確保しつつ、配当金を検討し、1株当たり88円00銭としております。

内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開への備えとさらなる成長へ向けた投資に向けた費用として投入していくこととしております。

(注) 1. なお、最近事業年度に係る剰余金の配当は以下の通りであります。

決議年月日	配当金の総額(円)	1株当たり配当額(円)
平成28年11月25日 定時株主総会決議	6,816,560	6.13

(注) 平成29年11月25日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、1株当たり配当額は株式分割前の内容を記載しております。

(注) 2. 届出書提出日の属する第7期事業年度開始の日から本届出書提出日までの間に、剰余金の配当について以下のとおり決議しております。

決議年月日	配当金の総額(円)	1株当たり配当額(円)
平成29年11月24日 定時株主総会決議	98,468,216	88.00

(注) 平成29年11月25日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、1株当たり配当額は株式分割前の内容を記載しております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 7 名 女性 1 名 (役員のうち女性の比率 1%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	寄本晋輔	昭和57年 4 月 14 日	平成13年 2 月 株式会社ガンバ大阪 入団 平成16年 2 月 株式会社佐川急便 入社 平成16年 6 月 株式会社MK S コーポレーション (現：株式会社Days&Co. Group) 常務取締役就任 平成23年12月 当社設立 代表取締役社長就任(現任) 平成24年 1 月 株式会社IO 取締役就任 平成24年 3 月 株式会社ドロキア・オラシタ 取締役就任 平成26年 7 月 株式会社IBQL0 取締役就任 平成26年 9 月 株式会社ブランドコンシェル 代表取締役就任 平成26年11月 S F プロパティマネジメント株式会社 (現：S F プロパティマネジメント合同会 社) 代表取締役就任(現：代表社員) 平成27年 9 月 STAR BUYERS LIMITED Representative Director(現任) 平成28年 7 月 株式会社エスプレッソプロパティマネジ メント 代表取締役就任(現任) 平成29年 3 月 株式会社古美術八光堂 代表取締役就任(現任)	(注) 3	224, 000
常務取締役	—	藤田桂	昭和57年10月 8 日	平成13年 3 月 ダイハツ工業株式会社 入社 平成16年 4 月 有限会社THREE FIELD 入社 平成18年 5 月 有限会社ヴェリア・フーズ 入社 平成20年 9 月 株式会社引越社関西 入社 平成21年 5 月 株式会社MK S コーポレーション 入社 平成23年12月 当社入社 平成26年11月 当社取締役就任 平成27年12月 当社常務取締役 平成28年 6 月 株式会社まともメディア (現：マーケットインサイト株式会社) 取締役就任(現任) 平成29年 3 月 株式会社古美術八光堂 取締役就任(現任) 平成29年 3 月 当社常務取締役 兼 営業本部長 兼 販売管理本部長 兼 事業戦略本部長 平成29年11月 当社常務取締役 兼 営業本部長 兼 販売管理本部長(現任)	(注) 3	—
取締役	財務経理部長	大園俊英	昭和37年 3 月 9 日	昭和63年 4 月 株式会社明電舎 入社 平成15年 7 月 株式会社ダイナム 入社 平成19年 7 月 ヤフー株式会社 入社 平成19年11月 アエラホーム株式会社 入社 経営企画部長 平成21年 4 月 同社 取締役業務支援本部長 就任 平成26年 7 月 セキスイハイム東海株式会社 入社 平成27年 7 月 当社入社 財務経理部長 平成28年 6 月 当社取締役財務経理部長(現任) 平成28年 6 月 株式会社まともメディア (現：マーケットインサイト株式会社) 取締役(現任)	(注) 3	—
取締役 (非常勤)	—	蒲地正英	昭和56年 5 月 18 日	平成17年11月 税理士法人中央青山 (現 PwC税理士法人)入所 平成21年 9 月 公認会計士登録 平成26年12月 税理士登録 平成27年 3 月 NP0法人AfrimMedico監事就任(現任) 平成28年11月 蒲池公認会計士事務所設立 平成28年11月 税理士法人カマチ 代表社員就任(現任) 平成28年11月 当社取締役(非常勤)就任(現任) 平成29年 1 月 株式会社will consulting 代表取締役就任(現任) 平成29年 3 月 株式会社メドレー 監査役就任(現任) 平成29年 5 月 千房株式会社 監査役就任(現任)	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	—	石川直	昭和30年1月5日	昭和53年4月 平成17年9月 平成19年6月 平成23年6月 平成26年6月 平成26年11月 平成27年3月 平成27年11月 平成28年9月	八千代証券株式会社(現:三菱UFJモルガン スタンレー証券)入社 同社 ホールセールコンプライアンス部長 MUSビジネスサービス株式会社 監査役就任 同社執行役員就任 同社顧問就任 株式会社ZENホールディングス入社 同社監査役就任 イノベーション・エンジン株式会社入社 企画管理グループ長兼内部管理室長 当社監査役就任(現任)	(注) 4	—
監査役	—	濱田清仁	昭和32年11月30日	昭和60年10月 平成1年4月 平成10年4月 平成15年7月 平成16年6月 平成18年7月 平成18年9月 平成19年6月 平成19年8月 平成22年6月 平成23年6月 平成23年11月 平成25年6月 平成26年3月 平成26年6月 平成27年11月 平成28年9月 平成29年9月	監査法人サンワ事務所(現:有限責任 監査法人トーマツ)入所 公認会計士登録 よつば総合会計事務所 パートナー(現任) 有限会社よつば総合企画 取締役就任(現任) 株式会社GDH 監査役就任 グリー株式会社 監査役就任 株式会社イーゼス 取締役就任(現任) 株式会社キトー 監査役就任(現任) 明光商会株式会社 監査役就任(現任) 塚本青果株式会社 監査役就任(現任) 株式会社エスクリ 取締役就任 株式会社七豊物産 監査役就任 株式会社コマース21 監査役就任 メディカル・データ・ビジョン 株式会社 監査役就任(現任) 株式会社スマイルワークス 監査役就任(現任) 株式会社TBIホールディングス 監査役就任(現任) 当社監査役就任(現任) 株式会社コンヴァノ 取締役就任(現任)	(注) 4	—
監査役	—	後藤 高志	昭和54年6月28日	平成14年10月 平成16年10月 平成16年10月 平成20年7月 平成22年1月 平成27年6月 平成27年12月 平成28年6月 平成29年9月 平成29年11月	司法試験合格 弁護士登録 森・濱田松本法律事務所入所 末吉綜合法律事務所 (現:潮見坂綜合法律事務所)入所 同事務所 パートナー就任(現任) 株式会社デジタルクエスト 監査役就任 株式会社ブラップ・ジャパン 監査役就任(現任) 株式会社コアフォース 監査役(現任) マシンラーニング・ソリューションズ 株式会社 取締役(現任) 当社監査役就任(現任)	(注) 4	—
計							224,000

- (注) 1. 取締役 蒲地正英は社外取締役であります。
2. 監査役 石川直、濱田清仁及び後藤高志は社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成29年11月24日開催の定時株主総会終結の時から平成31年8月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、平成29年11月24日開催の定時株主総会終結の時から平成33年8月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

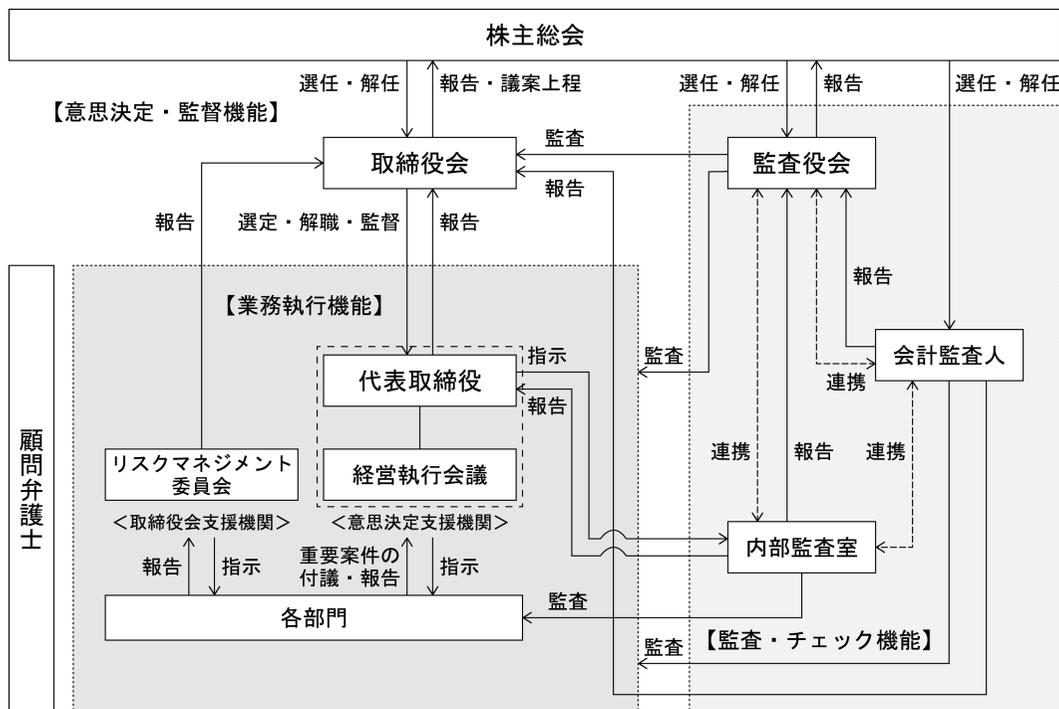
(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、世の中に「そうきたか!」と言わせる新たな視点を提供し、人やものごととの新しい出会いや、唯一無二の自分らしさの発見を通して、オリジナリティあふれる社会をつくり出すことをミッションとしており、このミッションのもと、株主をはじめ、お客様、取引先、従業員ひいては社会全体との共栄および当社の持続的な成長と企業価値の最大化を目指しております。

この実現のために、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に努めていくことが重要な経営課題と位置づけ、業務の適正を確保するために必要な企業統治体制の整備は経営上必要なプロセスであると認識し、経営の効率性、業績の向上と合わせ、コンプライアンスの重視を主体としたコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

なお、会社の機関および内部統制の企業統治体制は、以下のとおりであります。



② 企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要

当社は会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、日常的に業務執行機能を担う経営執行会議を置き、これら各機関の相互連携によって、経営の健全性・効率性が確保できると判断し、この体制を採用しております。

(a) 取締役会

当社の取締役会は取締役4名で構成されており、うち1名は社外取締役であります。毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、会社の経営方針、経営戦略等、経営上重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。取締役会には監査役が毎回出席し、取締役の業務執行状況の監査を行っております。

(b) 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名で構成されており、全監査役が社外監査役であります。監査役会は毎月1回開催しており、常勤監査役である石川直は取締役会以外にも経営執行会議等の重要会議に出席し、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について報告を受けるようにしております。その他、代表取締役と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施するとともに、会計監査法人及び内部監査室と必要に応じて相互に情報及び意見交換を行う等連携を強め、監査の実質的向上を図っております。また、非常勤監査役である濱田清仁、後藤高志はそれぞれ、公認会計士、弁護士であり、それぞれの専門的見地から経営監視を実施しております。

(c) 経営執行会議

当社では、業務執行の迅速化、効率化を実現するため、取締役及び各部門長で構成される経営執行会議を原則として毎週1回開催しており、事業戦略の策定、進捗状況の確認、部門間の課題共有等を行っております。当該会議体は、重要事項の指示・伝達を図り、会社全体としての認識の統一を図る機関として有効に機能しております。

ロ. 内部統制システムの整備の状況

当社では、企業の透明性及び公平性の確保に関して、取締役会にて「内部統制システムの基本方針」及び各種社内規定を制定し内部統制システムを整備するとともに、運用の徹底を図っております。また、代表取締役社長が選任した内部監査室担当者による内部監査を実施することで内部統制機能が有効に機能していることを確認できる体制を採っております。その概要は下記の通りです。

(a) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

株主の皆様やお客様をはじめ、取引先、地域社会、従業員等のステーク・ホルダーに対する社会的責任を果たすため、持続的成長と企業価値の向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、「コンプライアンス規程」を制定し、役員並びに従業員が、法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、内部通報制度を含むリスク管理体制の強化に取組み、内部統制システムの充実に努める。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会・取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報・文書については、法令、「文書管理規程」、「稟議規程」等の社内規程及び関連マニュアルに従い、適切に保存し管理する。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理部門として法務部がリスク管理活動を統括し、「リスクマネジメント規程」の整備と検証・改正を図る。
- (2) 内部監査室は、定期的な業務監査を実施し、法令・定款等の違反その他の事由に基づき損失の危険のある行為が発見された場合、直ちに取締役会及び関係部署に通報し、リスクの最小化を図る。

- (3) 大規模災害等が発生した場合に備え、事業継続計画（BCP）を策定する等、緊急時の体制を整備する。
- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、定例の取締役会を月1回開催し、重要事項の決定及び業務執行状況の監督等を行う。また、必要に応じて臨時開催する。
- (2) 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ確かな経営情報の把握に努める。
- (e) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の業務遂行に関する管理は、総務部長が統括し、また、「内部監査規程」に基づき、内部監査室が定期的に監査を行う。
- (f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 当社は、監査役の職務を補助する従業員は配置していないが、監査役が求めた場合には、当該従業員を任命及び配置することができる。
- (2) 監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役の同意を必要とする。
- (3) 指名された従業員への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。また、当該従業員の評価については、監査役の意見を聴取する。
- (g) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- (1) 監査役は、取締役会以外にも経営執行会議等の重要会議に出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
- (2) 取締役及び従業員は、取締役会及び重要な会議に付議する重要事項、内部監査の実施状況、その他の重要事項を監査役に報告する。
- (3) 取締役及び従業員は、監査役から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行う。
- (h) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、代表取締役と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。また監査役は、会計監査人及び内部監査室と必要に応じ相互に情報及び意見交換を行うなど連携を深め、監査の実質的向上を図る。
- (i) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、財務報告の信頼性の観点から、内部統制の4つの目的である業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守及び資産の保全は相互に密接に関連していると認識しております。そのため、経営者は、内部統制システムの制定や内部監査人等の全体監査の報告を通じ、財務報告に係る内部統制の整備、評価を実施し、継続的な改善を図ってまいります。
- (j) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を遮断・排除いたします。また、取締役及び従業員は、反社会的勢力に常に注意を払うとともに、事案の発生時には、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」に従い、関係行政機関や法律の専門家と密接に連携し、組織全体として速やかに対処できる体制を整備しております。

ハ、リスク管理体制の整備の状況

当社では、会社の経営に影響を及ぼす可能性が高いリスクの発生防止に係る管理体制の整備及び危機・緊急事態が発生した場合に、迅速かつ的確な対応により被害を最小限に抑えることを目的として、代表取締役を委員長とする常設のリスクマネジメント委員会を本社に設置してリスク管理を行うこととしております。

リスクマネジメント委員会は、取締役、代表取締役が指名する関係役職員にて構成し、全社のリスク情報の収集と分析を行い、リスクを網羅的・包括的に管理するための場と位置づけております。各部門長は各部門のリスク対応にかかわる責任者として日常の業務を行い、緊急事態が発生した際は被害拡大防止のための初動措置を講じるとともに、リスクマネジメント委員会事務局である法務部へ緊急事態及び講じた措置の内容を直ちに報告することとなっております。また、企業として法令や規則を遵守することは必要不可欠であると認識しており、当社ではコンプライアンス規程を制定し、これに従い全役職員が法令、社内規程、社会秩序、社会規範、業界自主規制、倫理、道徳、その他当会社及び役職員が顧客、取引先、株主、国、一般市民等の利害関係人との関係において要求される各種のルールを遵守した行動をとることを周知徹底しております。

なお、当社は「個人情報の保護に関する法律」に定める個人情報取扱事業者及びプライバシーマーク取得団体に該当し、取得及び保有する個人情報の漏洩等は当社の社会的信用に直結することから、個人情報保護管理者、特定個人情報管理責任者を選任、JIS Q 15001:2006を遵守した個人情報保護マネジメントシステムを構築し、PMS事務局が運営をしております。

ニ、知的財産保護に関する考え方及び他社の知的財産を侵害しないための社内体制

(a) 知的財産保護に関する考え方

当社では、発明・発案された知的財産権については、全て特許権、商標権等の登録による保護を目指しております。なお、当社が特許庁に出願する際は、当社法務部及び顧問弁理士を通じて登録の可能性を事前に調査しております。

また、保有する知的財産権については、当社法務部及び顧問弁理士にて他者による当社知的財産権に対する侵害状況を確認し、必要な措置を講じることとしております。

(b) 他者の知的財産権を侵害しないための社内体制について

他者の知的財産権に対する侵害防止については、企画・立案段階において当社法務部に事前相談及び調査を依頼し、法務部が適切な指示を行うこととしております。なお、知的財産権に関する全社研修は、毎期1回以上実施していく予定であります。

ホ、当社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社では、「関係会社管理規定」に基づき、関係会社の業務遂行に関する管理は総務部長が統括し、また「内部監査規程」に基づき、内部監査室が定期的に監査を行うこととしております。加えて、当社の子会社の取締役、監査役及び従業員は、当社の子会社の経営、業績に著しい影響を与える重要な事項や重大な法令・定款違反行為その他会社に著しい損害を与える事項について発生次第速やかに当社の監査役に報告することを義務付ける他、当社の監査役から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行うこととしております。

当社には、STAR BUYERS LIMITED、マーケットインサイト株式会社及び株式会社古美術八光堂の3社の連結子会社があり、STAR BUYERS LIMITED及び株式会社古美術八光堂の代表取締役には当社の代表取締役が、マーケットインサイト株式会社の取締役には当社の取締役2名、監査役には当社の法務部長が、株式会社古美術八光堂の取締役には当社の取締役2名及び当社の法務部長、監査役には当社の経営企画部長がそれぞれ就任しております。

なお、各社の決算日は親会社である当社の決算日と同一日であります。

(a) 企業グループ管理の基本方針

関係会社管理の基本方針は、以下のとおりであります。

- (1) 関係会社の経営の自主性を尊重する。
- (2) 関係会社は企業集団として一体性を有する。
- (3) 関係会社との取引においては、取引の基本契約を締結し、相互の責任を明確にする。

(b) 担当部署、管理項目及び管理方法

(1) 担当部署

当社子会社の管理は、総務部が個々の業務を統括管理し、コントロールしております。

- イ. 子会社の財務、経理実務等の指導・・・・・・・・財務経理部
- ロ. 子会社の法務関係の指導・・・・・・・・法務部
- ハ. 子会社の人事、労務管理等の指導・・・・・・・・人事部
- ニ. 子会社の経営指導・・・・・・・・経営企画部
- ホ. 子会社の株主総会の指導・・・・・・・・総務部
- ヘ. 子会社の監査・・・・・・・・内部監査室

(2) 管理項目

具体的な管理としては、子会社の経営成績・財政状態の把握のため、月次決算書等の提出を求め、必要に応じ指導を行っております。また、重要な事項については、子会社より事前に報告を求め、当社の取締役会に付議し、その決定に基づき実施されております。

[当社の承認を要する事項]

- ・決算案の確定
- ・株主総会の議案
- ・役員の選任及び解任
- ・増資、減資、社債の発行等
- ・重要な新規事業計画
- ・重要な資金の借入れ
- ・会社の合併及び解散、新会社の設立

(3) 管理方法

マーケットインサイト株式会社、株式会社古美術八光堂については、3ヶ月に1回開催される子会社の取締役会において、子会社の取締役より月次の営業及び損益状況の報告を受け、計画との差異が生じた場合は、その分析及び対策の協議を行っております。

STAR BUYERS LIMITEDについては、業務上関連する当社販売管理部を通じて月次の営業及び損益状況の報告を受け、計画との差異が生じた場合は、その分析及び対策の協議を行っております。

③ 内部監査及び監査役監査

当社の内部監査は、内部監査室が全部署を対象として計画的かつ網羅的に実施しており、当該部署の人員は2人となっております。内部監査室にて社内の各業務が社内規程及び社内ルールに基づいて適正に運営されているかについて厳正な監査を行い、定期的に代表取締役社長に報告をすることにより、経営の健全化及び効率化に資するとともに、内部統制の強化を図っております。また、内部監査室はその監査結果について代表取締役社長以外に、常勤監査役に対しても報告を行うとともに都度情報交換を行い、相互連携を図っており、さらに内部統制部門から内部統制に係る情報等の提供を受け、適正に監査を行っております。なお、内部監査室については、財務経理部が客観的な評価に基づいた内部監査を実施しております。

監査役監査については、月1回の監査役会開催のほか、取締役会や経営執行会議等、内部統制部門の主要な会議への出席に加え、経営管理資料の閲覧、取締役や各部門長へのヒヤリング等、日常におけるコミュニケーションを通して、社内状況、内部統制の有効性、課題及びリスクの把握に努めております。また、内部監査担当、会計監査人と四半期に一度情報共有を行い、監査の過程において発見された問題点等の共有をし、適切な監査を確保できるよう取り組んでおります。会計監査人もこの際に、会計監査人が行う監査や内部監査担当や監査役を通じて内部統制部門の業務執行状況を確認しております。

なお、内部監査室及び監査役、並びに会計監査人は、それぞれが独立した立場で監査を実施する一方で、監査を有効かつ効率的に進めるため、三者間で定期的に意見交換等の連携を図り、監査の実効性向上に努めております。

④ 社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、その選任に際しては、独立性について株式会社東京証券取引所が定める基準を参考とし、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外取締役または社外監査役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できること、また一般株主と利益相反が生じる恐れのないことを個別に判断しております。

社外取締役及び社外監査役は、業務執行の適法性、妥当性を客観的に評価是正する機能を有しており、企業経営の透明性を高めるために重要な役割を担っております。また、内部監査室、監査役及び会計監査人との相互の連携を図るために、社外取締役は、月に一度開催される定時取締役会や適宜開催される臨時取締役会への参加を通して、また社外監査役はこれらに加え月に一度開催される監査役会等への参加を通して、内部統制部門の業務執行状況や内部統制の状況について報告を受け、その内容を確認するとともに、経営陣や内部統制部門から独立した中立の立場で業務執行の適法性及び妥当性及び内部統制の状況について情報交換や意見交換及び助言等を行っております。

当社は、本書提出日現在におきまして、社外取締役1名、社外監査役3名を選任しております。

社外取締役の蒲地正英は、公認会計士・税理士として豊富な経験を積んでおり、その経歴を通じて培われた経営・財務に関する経験・知識等を有していることから、社外取締役に選任しております。

社外監査役の石川直は、長きに亘り金融機関に在籍し、コンプライアンスに関する相当程度の知見を有しており、当社の監査においてその職務を適切に遂行できると判断し、社外監査役に選任しております。

社外監査役の濱田清仁は、公認会計士の資格を有しており、専門的な知識、企業監査における高い見識と豊富な実績を有していることから、社外監査役に選任しております。

社外監査役の後藤高志は、弁護士の資格を有しており、弁護士としての経験、知識等が豊富であることから、当社の監査においてその職務を適切に遂行できると判断し、社外監査役に選任しております。

なお、本書提出日現在において、蒲地正英、石川直及び濱田清仁は当社新株予約権をそれぞれ7,620株保有しております。この関係以外に、当社と社外取締役及び社外監査役の間に資本関係、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

⑤ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役(取締役及び監査役であったものを含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨、定款に定めております。また、当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度として契約することができる旨、定款に定めております。

なお、当社と取締役及び監査役は、同規程に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役の責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

⑥ 役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	97,399	97,399	—	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外役員	10,200	10,200	—	—	—	3

※社外役員の報酬等につきましては、社外取締役が1名であることから、社外取締役と社外監査役に区分しての記載を省略しております。

※本書提出日現在、社外役員は4名ですが、うち1名については平成29年11月の就任であり報酬が発生していないことから、記載を省略しております。

- ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等
役員報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。
 - ハ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針
株主総会にて決定される報酬総額の限度内で、取締役の報酬については取締役会、監査役の報酬については監査役会にて協議の上決定しております。
- ⑦ 株式の保有状況
該当事項はありません。
- ⑧ 会計監査の状況
当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計に関する事項の監査を受けておりますが、当社と同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別の利害関係はありません。監査業務を執行した公認会計士は篠原孝広氏及び伊藤裕之氏の2名であり、補助者は公認会計士1名、その他6名となっております。
なお、継続監査年数については、7年以下であることから記載を省略しております。
- ⑨ 取締役及び監査役の定数
当社の取締役は10名以内、監査役は5名以内とする旨を定款に定めております。
- ⑩ 取締役の選任の決議要件
当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨、また、取締役の選任は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。
- ⑪ 株主総会の特別決議要件
当社は、会社法第309条第2項に定める決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和させることにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。
- ⑫ 剰余金の配当等の決定機関
当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって剰余金を定める旨、定款に定めております。なお、当社の期末配当の基準日は毎年8月31日、中間配当の基準日は2月末日とし、このほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができることとしておりますが、年1回の期末配当を基本方針としております。
- ⑬ 自己株式の取得
当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができます。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	7,500	200	10,800	—
連結子会社	—	—	—	—
計	7,500	200	10,800	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

非監査業務の内容は、監査契約の締結を前提とした期首残高の調査業務であります。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針といたしましては、監査日数、当社の規模・特性等を勘案したうえで決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

(3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

2 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成27年9月1日から平成28年8月31日まで)及び当連結会計年度(平成28年9月1日から平成29年8月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成27年9月1日から平成28年8月31日まで)及び当事業年度(平成28年9月1日から平成29年8月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成29年9月1日から平成29年11月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成29年9月1日から平成29年11月30日まで)の四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、一般に公正妥当と認められる企業会計基準及びディスクロージャー制度その他企業財務に関する諸制度に基づき、適正に連結財務諸表等を開示する体制を整備するため、専門的情報を有する団体等が主催する研修等に定期的に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年8月31日)	当連結会計年度 (平成29年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,743,680	2,994,861
売掛金	37,143	114,187
商品	2,180,139	3,425,913
貯蔵品	3,402	5,009
繰延税金資産	79,352	144,680
その他	147,337	284,037
貸倒引当金	△35,675	△89,626
流動資産合計	5,155,381	6,879,063
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,295,253	※1 1,590,795
減価償却累計額	△270,291	△471,896
建物及び構築物 (純額)	1,024,962	1,118,899
工具、器具及び備品	181,560	217,683
減価償却累計額	△53,556	△104,135
工具、器具及び備品 (純額)	128,003	113,547
リース資産	79,281	74,849
減価償却累計額	△32,220	△45,674
リース資産 (純額)	47,061	29,174
土地	—	※1 189,965
建設仮勘定	57,610	534
その他	—	1,942
減価償却累計額	—	△981
その他 (純額)	—	960
有形固定資産合計	1,257,638	1,453,082
無形固定資産		
のれん	48,256	662,713
その他	103,381	155,355
無形固定資産合計	151,637	818,068
投資その他の資産		
差入保証金	855,526	922,945
繰延税金資産	—	12,207
その他	152,802	6,925
貸倒引当金	△2,125	—
投資その他の資産合計	1,006,203	942,077
固定資産合計	2,415,479	3,213,228
資産合計	7,570,860	10,092,292

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年8月31日)	当連結会計年度 (平成29年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,849	4,311
短期借入金	※3 1,813,000	※3 2,713,434
1年内償還予定の社債	160,000	160,000
1年内返済予定の長期借入金	236,033	※1 438,872
リース債務	20,298	18,209
未払法人税等	34,753	408,032
賞与引当金	110,025	151,680
資産除去債務	6,688	—
その他	546,291	466,988
流動負債合計	2,930,939	4,361,527
固定負債		
社債	480,000	320,000
長期借入金	603,780	※1 1,435,852
リース債務	43,931	21,759
繰延税金負債	28,972	3,687
役員退職慰労引当金	31,583	40,216
資産除去債務	319,254	371,345
長期未払金	446,213	272,179
固定負債合計	1,953,735	2,465,039
負債合計	4,884,675	6,826,567
純資産の部		
株主資本		
資本金	246,600	255,600
資本剰余金	236,600	243,377
利益剰余金	2,203,381	2,767,543
株主資本合計	2,686,581	3,266,521
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	△396	△795
その他の包括利益累計額合計	△396	△795
純資産合計	2,686,185	3,265,725
負債純資産合計	7,570,860	10,092,292

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期連結会計期間
(平成29年11月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	3,341,103
売掛金	620,303
商品	3,884,288
その他	449,846
貸倒引当金	△93,340
流動資産合計	8,202,202
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物（純額）	※1 1,190,587
その他（純額）	※1 353,834
有形固定資産合計	1,544,422
無形固定資産	
のれん	625,863
その他	148,039
無形固定資産合計	773,902
投資その他の資産	
差入保証金	943,958
その他	25,280
貸倒引当金	△1,700
投資その他の資産合計	967,539
固定資産合計	3,285,863
資産合計	11,488,066

(単位：千円)

当第1四半期連結会計期間
(平成29年11月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	5,644
短期借入金	※2 3,580,000
1年内償還予定の社債	160,000
1年内返済予定の長期借入金	※1 422,192
未払法人税等	262,323
賞与引当金	235,008
その他	990,080
流動負債合計	5,655,249
固定負債	
社債	240,000
長期借入金	※1 1,338,604
役員退職慰労引当金	42,656
資産除去債務	392,756
その他	259,296
固定負債合計	2,273,313
負債合計	7,928,562
純資産の部	
株主資本	
資本金	255,600
資本剰余金	243,377
利益剰余金	3,060,976
株主資本合計	3,559,954
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	△450
その他の包括利益累計額合計	△450
純資産合計	3,559,504
負債純資産合計	11,488,066

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 9月 1日 至 平成28年 8月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 9月 1日 至 平成29年 8月31日)
売上高	21,980,953	22,685,086
売上原価	※1 16,348,340	※1 16,017,476
売上総利益	5,632,613	6,667,609
販売費及び一般管理費	※2 5,070,010	※2 5,637,244
営業利益	562,603	1,030,365
営業外収益		
受取利息	289	274
為替差益	—	14,705
保険解約返戻金	—	116,739
その他	8,391	38,646
営業外収益合計	8,681	170,366
営業外費用		
支払利息	22,585	23,244
支払手数料	53,250	13,341
為替差損	28,359	—
保険解約損	—	7,993
その他	17,705	16,363
営業外費用合計	121,900	60,942
経常利益	449,384	1,139,789
特別損失		
減損損失	※3 123,440	※3 157,447
事務所移転費用	41,497	—
特別損失合計	164,938	157,447
税金等調整前当期純利益	284,446	982,342
法人税、住民税及び事業税	226,666	514,183
法人税等調整額	△10,036	△102,819
法人税等合計	216,630	411,364
当期純利益	67,815	570,978
親会社株主に帰属する当期純利益	67,815	570,978

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 9月 1日 至 平成28年 8月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 9月 1日 至 平成29年 8月31日)
当期純利益	67,815	570,978
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△396	△399
その他の包括利益合計	※1 △396	※1 △399
包括利益	67,419	570,579
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	67,419	570,579
非支配株主に係る包括利益	—	—

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年9月1日 至平成29年11月30日)
売上高	7,590,838
売上原価	5,375,673
売上総利益	2,215,164
販売費及び一般管理費	1,616,418
営業利益	598,746
営業外収益	
受取利息	7
為替差益	5,063
保険解約返戻金	—
その他	6,486
営業外収益合計	11,557
営業外費用	
支払利息	7,330
支払手数料	623
保険解約損	—
その他	390
営業外費用合計	8,344
経常利益	601,959
税金等調整前四半期純利益	601,959
法人税、住民税及び事業税	228,098
法人税等調整額	△18,040
法人税等合計	210,057
四半期純利益	391,901
親会社株主に帰属する四半期純利益	391,901

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年9月1日 至平成29年11月30日)
四半期純利益	391,901
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	345
その他の包括利益合計	345
四半期包括利益	392,246
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	392,246

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	10,000	—	2,278,566	—	2,288,566	—	—	2,288,566
当期変動額								
新株の発行	236,600	236,600			473,200			473,200
剰余金の配当			△143,000		△143,000			△143,000
親会社株主に帰属する 当期純利益			67,815		67,815			67,815
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—	△396	△396	△396
当期変動額合計	236,600	236,600	△75,184	—	398,015	△396	△396	397,619
当期末残高	246,600	236,600	2,203,381	—	2,686,581	△396	△396	2,686,185

当連結会計年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	246,600	236,600	2,203,381	—	2,686,581	△396	△396	2,686,185
当期変動額								
新株の発行	9,000	8,997			17,997			17,997
剰余金の配当			△6,816		△6,816			△6,816
親会社株主に帰属する 当期純利益			570,978		570,978			570,978
連結子会社株式の追加 取得による持分の増減		△2,220			△2,220			△2,220
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—	△399	△399	△399
当期変動額合計	9,000	6,777	564,161	—	579,939	△399	△399	579,540
当期末残高	255,600	243,377	2,767,543	—	3,266,521	△795	△795	3,265,725

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 9月 1日 至 平成28年 8月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 9月 1日 至 平成29年 8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	284,446	982,342
減価償却費	342,301	312,036
のれん償却額	1,378	83,011
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△11,878	51,826
賞与引当金の増減額 (△は減少)	57,391	41,655
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	12,533	8,633
受取利息及び受取配当金	△289	△274
支払利息	22,585	23,244
減損損失	123,440	157,447
売上債権の増減額 (△は増加)	49,151	△77,043
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△96,856	△1,142,158
仕入債務の増減額 (△は減少)	△6,297	461
未払法人税等の増減額 (△は減少)	23,028	△50,453
その他	157,562	△186,087
小計	958,497	204,641
利息及び配当金の受取額	289	274
利息の支払額	△22,736	△23,676
法人税等の支払額	△18,192	△223,001
営業活動によるキャッシュ・フロー	917,857	△41,761
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△399,087	△203,038
無形固定資産の取得による支出	△66,098	△71,317
資産除去債務の履行による支出	△37,197	△6,544
差入保証金の差入による支出	△256,998	△54,669
差入保証金の回収による収入	135,236	24,300
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※2 △34,401	※2 △584,608
保険積立金の解約による収入	—	131,886
その他	△45,482	△50,375
投資活動によるキャッシュ・フロー	△704,030	△814,367
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額 (△は減少)	426,833	900,434
長期借入れによる収入	577,805	920,392
長期借入金の返済による支出	△469,389	△406,749
社債の償還による支出	△160,000	△160,000
株式の発行による収入	473,200	17,997
配当金の支払額	△143,000	△6,816
その他	△155,678	△193,099
財務活動によるキャッシュ・フロー	549,770	1,072,159
現金及び現金同等物に係る換算差額	678	△866
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	764,275	215,163
現金及び現金同等物の期首残高	1,678,367	2,442,643
現金及び現金同等物の期末残高	※1 2,442,643	※1 2,657,806

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 STAR BUYERS LIMITED

株式会社まとメディア

当連結会計年度より、新たに取得した STAR BUYERS LIMITED、株式会社まとメディアを連結範囲に含め、連結財務諸表を作成しております。

また、連結子会社であった株式会社ブランドコンシェルは、当社が吸収合併したことに伴い当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① たな卸資産

商品

中古品及び宝石・貴金属

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は主として定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物及び構築物 3～15年

工具、器具及び備品 3～20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円換算し、収益及び費用は期中平均相場により円換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

当連結会計年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称 STAR BUYERS LIMITED

マーケットインサイト株式会社(旧：株式会社まとメディア)

株式会社古美術八光堂

当連結会計年度より、新たに取得した株式会社古美術八光堂を連結範囲に含め、連結財務諸表を作成しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① たな卸資産

商品

中古品及び宝石・貴金属

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

② デリバティブ取引

時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は主として定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物及び構築物 3～50年

工具、器具及び備品 3～20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円換算し、収益及び費用は期中平均相場により円換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前連結会計年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

有形固定資産の減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

当連結会計年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年8月31日)	当連結会計年度 (平成29年8月31日)
建物及び構築物	—	144,408千円
土地	—	189,965千円
計	—	334,373千円

	前連結会計年度 (平成28年8月31日)	当連結会計年度 (平成29年8月31日)
1年内返済予定の長期借入金	—	19,896千円
長期借入金	—	314,538千円
計	—	334,434千円

※2 保証債務

次の会社の金融機関等からの借入金に対して、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成28年8月31日)	当連結会計年度 (平成29年8月31日)
S Fプロパティマネジメント合同会社	2,703,379千円	2,703,379千円

(注) S Fプロパティマネジメントの借入に対して保証を行っていましたが、平成29年10月27日において解消されております。

※3 当座貸越契約

運転資金の効率的な調達を行うため、前期は取引銀行5行と、当期は取引銀行7行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年8月31日)	当連結会計年度 (平成29年8月31日)
当座貸越極額の総額	4,000,000千円	4,500,000千円
借入実行残高	1,800,000千円	2,655,000千円
差引額	2,200,000千円	1,845,000千円

※4 コミットメントライン

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行とシンジケーション方式にてコミットメントライン契約を締結しております。

当該契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年8月31日)	当連結会計年度 (平成29年8月31日)
コミットメントラインの総額	2,400,000千円	2,400,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	2,400,000千円	2,400,000千円

なお、上記コミットメントライン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 平成28年8月期末日及びそれ以降の各事業年度末日において、単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成27年8月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%以上に維持すること。
- ② 平成28年8月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

(連結損益計算書関係)

※1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 平成27年 9月 1日 至 平成28年 8月 31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 9月 1日 至 平成29年 8月 31日)
たな卸資産評価損益	△27,136千円	28,778千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年 9月 1日 至 平成28年 8月 31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 9月 1日 至 平成29年 8月 31日)
広告宣伝費	548,564千円	611,310千円
給与及び賞与	1,215,536千円	1,410,689千円
地代家賃	1,070,872千円	1,164,802千円
賞与引当金繰入額	110,025千円	151,680千円
貸倒引当金繰入額	23,797千円	53,968千円
役員退職慰労引当金繰入額	12,533千円	8,633千円

※3 減損損失

当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

前連結会計年度(自 平成27年 9月 1日 至 平成28年 8月 31日)

場所	用途	種別	減損損失(千円)
東京都 3店舗	店舗	建物及び構築物、その他	29,401
大阪府 1店舗	店舗	建物及び構築物、その他	24,812
福岡県 2店舗	店舗	建物及び構築物	25,670
熊本県 1店舗	店舗	建物及び構築物	9,545
本社	遊休資産	ソフトウェア	34,009
合計			123,440

当社グループは、事業資産についてはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。

当社グループは、収益性が著しく低下した当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(123,440千円)として特別損失に計上しており、内訳としましては、建物及び構築物84,506千円、ソフトウェア34,009千円、その他4,924千円であります。なお、当資産の回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、使用価値は将来キャッシュ・フローを見込めないことにより0円として評価しております。

当連結会計年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

場所	用途	種別	減損損失(千円)
東京都 3店舗	店舗	建物及び構築物	62,504
埼玉県 1店舗	店舗	建物及び構築物	5,102
愛知県 1店舗	店舗	建物及び構築物	23,450
兵庫県 2店舗	店舗	建物及び構築物	32,502
福岡県 1店舗	店舗	建物及び構築物	979
東京都港区	その他	のれん	32,908
合計			157,447

当社グループは、事業資産についてはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。

当社グループは、収益性が著しく低下した当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、また、当社の連結子会社であるマーケットインサイト株式会社について、取得時に検討した事業計画において当初想定していた収益が見込めなくなったことから、当該減少額を減損損失(157,447千円)として特別損失に計上しております。その内訳としましては、建物及び構築物124,539千円、のれん32,908千円であります。なお、当資産の回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、使用価値は将来キャッシュ・フローを見込めないことにより0円として評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△396	△399
その他の包括利益合計	△396	△399

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,000,000	112,000	—	1,112,000
合計	1,000,000	112,000	—	1,112,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(変動事由の概要)

第三者割当増資による増加 112,000株

2. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	平成28年ストック・ オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	—

(注) 新株予約権については、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年11月27日 定時株主総会	普通株式	143,000	143.00	平成27年8月31日	平成27年11月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年11月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	6,816	6.13	平成28年8月31日	平成28年11月28日

当連結会計年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,112,000	6,957	—	1,118,957
合計	1,112,000	6,957	—	1,118,957
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(変動事由の概要)

第三者割当増資による増加 6,957株

2. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	平成28年ストック・ オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	
	平成29年ストック・ オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	
合計			—	—	—	—	

(注) 新株予約権については、権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年11月25日 定時株主総会	普通株式	6,816	6.13	平成28年8月31日	平成28年11月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年11月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	98,468	88.00	平成29年8月31日	平成29年11月27日

(注) 平成29年11月25日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、1株当たり配当額は株式分割前の内容を記載しております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)
現金及び預金勘定	2,743,680千円	2,994,861千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△301,037千円	△337,054千円
現金及び現金同等物	2,442,643千円	2,657,806千円

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

株式の取得により新たに株式会社まもメディアの会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式等の取得のための支出(純増)との関係は次のとおりであります。

流動資産	11,146千円
固定資産	1,459千円
のれん	41,135千円
流動負債	△14,303千円
固定負債	—
株式の取得価額	39,437千円
現金及び現金同等物	△8,160千円
差引：取得による支出	31,277千円

なお、その他連結会計年度において株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の金額は、重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

株式の取得により新たに株式会社古美術八光堂の会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式等の取得のための支出(純増)との関係は次のとおりであります。

流動資産	382,010千円
固定資産	406,450千円
のれん	729,929千円
流動負債	△137,123千円
固定負債	△521,267千円
株式の取得価額	860,000千円
現金及び現金同等物	△275,391千円
差引：取得による支出	584,608千円

(リース取引関係)

前連結会計年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主として買取事業における端末装置(工具、器具及び備品)であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失は、4,924千円であります。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主として買取事業における端末装置(工具、器具及び備品)であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定し、また、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

差入保証金は主に店舗等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、経理規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、必要に応じて取引先の信用状況を把握することにより、回収懸念の早期把握や貸倒リスクの軽減を図っております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、当座借越枠の設定やコミットメントラインの契約によって手許流動性を維持しており、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,743,680	2,743,680	—
(2) 売掛金	37,143	37,143	—
(3) 差入保証金	855,526	855,526	—
資産計	3,636,350	3,636,350	—
(1) 買掛金	3,849	3,849	—
(2) 短期借入金	1,813,000	1,813,000	—
(3) 未払法人税等	34,753	34,753	—
(4) 社債(※1)	640,000	637,134	△2,865
(5) 長期借入金(※2)	839,813	836,685	△3,127
(6) リース債務(※3)	64,230	65,919	1,689
(7) 長期未払金	446,213	446,213	—
負債計	3,841,860	3,837,556	△4,304

(※1) 1年内償還予定の社債を含めております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※3) 流動負債及び固定負債の合計額であります。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債、(5) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)、(6) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 長期未払金

長期未払金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2)金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,743,680	—	—	—
売掛金	37,143	—	—	—
差入保証金	48,102	628,368	179,055	—
合計	2,828,926	628,368	179,055	—

(注3)社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,813,000	—	—	—	—	—
社債	160,000	160,000	160,000	160,000	—	—
長期借入金	236,033	205,280	353,700	44,800	—	—
リース債務	20,298	19,849	14,743	8,863	474	—
合計	2,229,331	385,129	528,443	213,663	474	—

当連結会計年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定し、また、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

差入保証金は主に店舗等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後19年であります。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払利息の変動リスクに対応するための取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、経理規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、必要に応じて取引先の信用状況を把握することにより、回収懸念の早期把握や貸倒リスクの軽減を図っております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、当座借越枠の設定やコミットメントラインの契約によって手許流動性を維持しており、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,994,861	2,994,861	—
(2) 売掛金	114,187	114,187	—
(3) 差入保証金	922,945	922,945	—
資産計	4,031,994	4,031,994	—
(1) 買掛金	4,311	4,311	—
(2) 短期借入金	2,713,434	2,713,434	—
(3) 未払法人税等	408,032	408,032	—
(4) 社債(※1)	480,000	478,289	△1,710
(5) 長期借入金(※2)	1,874,724	1,876,953	2,229
(6) リース債務(※3)	39,968	40,744	775
(7) 長期未払金	272,179	272,179	—
負債計	5,792,649	5,793,944	1,295
デリバティブ取引(※4)	(8,698)	(8,698)	—

- (※1) 1年内償還予定の社債を含めております。
 (※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。
 (※3) 流動負債及び固定負債の合計額であります。
 (※4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 差入保証金

差入保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 社債、(5) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)、(6) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (7) 長期未払金

長期未払金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記をご参照ください。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,994,861	—	—	—
売掛金	114,187	—	—	—
差入保証金	53,200	710,847	158,896	—
合計	3,162,249	710,847	158,896	—

(注3) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	2,713,434	—	—	—	—	—
社債	160,000	160,000	160,000	—	—	—
長期借入金	438,872	581,992	281,750	231,242	105,914	234,954
リース債務	18,209	13,080	8,204	474	—	—
合計	3,330,515	755,072	449,954	231,716	105,914	234,954

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 金利関連

	種類	契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	300,000	300,000	△8,698	△1,200
	合計	300,000	300,000	△8,698	△1,200

(注) 時価の算定方法 取引金融機関より提示された価格等に基づき算定しております。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社はストック・オプション付与日時点において未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしておりません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
決議年月日	平成27年9月11日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 24名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 39,020株(注)1、2
付与日	平成27年9月30日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日(権利行使期間の初日)まで継続して、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合または、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役の過半数の決定(当社が取締役設置会社となった場合は、当社取締役の決議。以下同じ)により認められた場合は、この限りではない。 本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成29年10月1日から平成37年9月10日まで

(注) 1. 平成29年11月25日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 本書提出日現在におきましては、付与対象者の人数は退職等により9名減少し、付与時の当社従業員1名が当社取締役に就任したことにより、当社取締役2名、当社従業員14名となっております。また退職者分の7,245株分の権利が喪失しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

前連結会計年度(平成28年8月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権
決議年月日	平成27年9月11日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	39,020
失効	3,450
権利確定	—
未確定残	35,570
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未確定残	—

(注) 平成29年11月25日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権
決議年月日	平成27年9月11日
権利行使価格(円)	845
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

(注) 平成29年11月25日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの公正な評価単価は、その付与時において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積もる方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、純資産方式により算出した価格を参考として、決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

一千円

6. 当連結会計年度中に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

一千円

当連結会計年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社はストック・オプション付与日時点において未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権
決議年月日	平成27年9月11日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 24名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 39,020株(注)1、2
付与日	平成27年9月30日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日(権利行使期間の初日)まで継続して、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合または、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役の過半数の決定(当社が取締役設置会社となった場合は、当社取締役の決議。以下同じ)により認められた場合は、この限りではない。 本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成29年10月1日から平成37年9月10日まで

(注) 1. 平成29年11月25日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 本書提出日現在におきましては、付与対象者の人数は退職等により9名減少し、付与時の当社従業員1名が当社取締役に就任したことにより、当社取締役2名、当社従業員14名となっております。また退職者分の7,245株分の権利が喪失しております。

	第2回新株予約権
決議年月日	平成29年3月31日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び監査役 5名 当社従業員 131名 完全子会社取締役 2名 完全子会社従業員 10名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 423,750株(注)1、2
付与日	平成29年4月1日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日(権利行使期間の初日)まで継続して、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合または、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役の決議により認められた場合は、この限りではない。 本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成31年4月1日から平成39年3月29日まで

(注) 1. 平成29年11月25日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 本書提出日現在の付与対象者の人数は、当社従業員の人数は退職等により8名、完全子会社への転籍により4名減少し、119名となっております。また、付与時の完全子会社従業員1名が完全子会社取締役に就任したこと、当社から完全子会社へ4名が転籍したことにより、完全子会社取締役は3名、完全子会社従業員は13名となっております。なお、退職者分の12,860株分の権利が喪失しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成29年8月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	平成27年9月11日	平成29年3月31日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	39,020	—
付与	—	423,750
失効	6,555	1,070
権利確定	—	—
未確定残	32,465	422,680
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未確定残	—	—

(注) 平成29年11月25日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	平成27年9月11日	平成29年3月31日
権利行使価格(円)	845	518
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

(注) 平成29年11月25日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの公正な評価単価は、その付与時において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積もる方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、純資産方式により算出した価格を参考として、決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

一千円

6. 当連結会計年度中に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

一千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

役員退職慰労引当金	9,672千円
繰延資産償却超過額	8,749
貸倒引当金	11,003
賞与引当金	33,950
減価償却超過額	633
一括償却資産	1,301
棚卸資産評価損	32,064
減損損失	32,417
資産除去債務	99,834
未払事業所税	2,209
その他	260
繰延税金資産小計	232,097千円
評価性引当額	△107,443
繰延税金資産合計	124,654千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	72,335千円
未収事業税	1,938
繰延税金負債合計	74,274千円
繰延税金資産の純額	50,380千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳

法定実効税率	33.06%
評価性引当の増減	23.65%
均等割額	2.72%
留保金課税	13.68%
交際費の損金不算入額	0.63%
その他	2.41%
税効果会計適用後の法人税等の負担税率	76.16%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)および「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.26%から平成28年9月1日に開始する連結会計年度及び平成29年9月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%、平成30年9月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については、30.62%となります。

この税率変更による影響額は軽微であります。

当連結会計年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
役員退職慰労引当金	12,316千円
繰延資産償却超過額	6,065
貸倒引当金	27,656
賞与引当金	47,484
減価償却超過額	1,373
一括償却資産	466
棚卸資産評価損	41,255
減損損失	69,535
資産除去債務	114,762
未払事業所税	2,656
未払事業税	25,627
デリバティブ評価損	3,005
その他	1,498
繰延税金資産小計	353,704千円
評価性引当額	△127,079
繰延税金資産合計	226,624千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	73,425千円
繰延税金負債合計	73,425千円
繰延税金資産の純額	153,199千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳

法定実効税率	30.86%
評価性引当の増減	2.00%
均等割額	0.82%
留保金課税	6.03%
交際費の損金不算入額	0.18%
所得拡大促進税制による税額控除等	△2.68%
連結子会社との税率差異	0.37%
その他	4.30%
税効果会計適用後の法人税等の負担税率	41.88%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第85号)及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第86号)が平成28年11月18日に国会で成立し、消費税率の10%への引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されました。

これに伴い、地方法人特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元、地方法人税の税率改正、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期も平成29年4月1日以後に開始する連結会計年度から平成31年10月1日以後に開始する連結会計年度に延期されました。

この税率変更による影響額は軽微であります。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

- ① 対象となった企業の名称及びその事業の内容
企業の名称 当社の連結子会社である株式会社ブランドコンシェル
事業の内容 ブランド品及び宝飾品の買取・販売
- ② 企業結合日
平成28年5月31日
- ③ 企業結合の法的形式
株式会社SOUを吸収合併存続会社とし、株式会社ブランドコンシェルを吸収合併消滅会社とする吸収合併
- ④ 結合後企業の名称
株式会社SOU
- ⑤ その他取引の概要に関する事項
当社グループにおいて組織が一体になることにより意思決定及び戦略実行の迅速化、管理業務及び本社業務の統合によるオペレーションの効率化を通じてさらなる成長と収益拡大を目的として合併による組織再編を行うこととしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

当連結会計年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

1. 取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

- ① 被取得企業の名称及びその事業の内容
被取得企業の名称 株式会社古美術八光堂
事業の内容 古美術品・現代美術品等の買取及び販売
- ② 企業結合を行った主な理由
株式会社古美術八光堂は、骨董品をはじめとした古美術品や現代美術品等の買取、販売を主な事業とし、本書提出日現在、東京、大阪、神奈川、愛知、京都、広島、福岡へ計8店舗を出店しております。当社は、主力取扱商品であるブランド品や貴金属等に加え、骨董品等の美術品も取扱っておりますが、同社の子会社化に伴い、今後、美術品の取扱いを当分野において知名度が高く実績も備えた同社へ集中させることにより、当社グループとしてより一層の業務効率化と買取強化、そしてさらなる成長を目指すべく、同社を子会社化することといたしました。
- ③ 企業結合日
平成29年2月17日(みなし取得日 平成29年2月28日)
- ④ 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式取得
- ⑤ 結合後企業の名称
変更ありません。
- ⑥ 取得した議決権比率
100%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として全株式を取得したためであります。

- (2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間
平成29年3月1日から平成29年8月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	860,000千円
取得原価		860,000

- (4) 主要な取得関連費用の内容及び金額
デューデリジェンス業務に対する報酬・手数料等 19,867千円

- (5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- ① 発生したのれん
729,929千円
- ② 発生原因
今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。
- ③ 償却方法及び償却期間
5年間にわたる均等償却

- (6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	382,010千円
固定資産	406,450
資産合計	788,461
流動負債	137,123
固定負債	521,267
負債合計	658,390

- (7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 共通支配下の取引等

子会社株式の追加取得

(1) 取引の概要

- ① 結合当事企業の名称及びその事業の内容
結合当事企業の名称 まとメディア株式会社(当社の連結子会社)
事業の内容 インターネットメディア事業、広告事業等におけるシステム開発等
- ② 企業結合日
平成29年2月28日
- ③ 企業結合の法的形式
非支配株主からの株式取得
- ④ 結合後企業の名称
変更ありません。
- ⑤ その他取引の概要に関する事項
システム開発の更なる強化を図るため、非支配株主が保有する持分を追加取得し、まとメディア株式会社を当社の完全子会社といたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	2,220千円
取得原価		2,220千円

(4) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

- ① 資本剰余金の主な変動要因
子会社持分の追加取得
- ② 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額
2,220千円

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

店舗及びオフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から7～18年と見積り、割引率は0.000～0.845%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)
期首残高(千円)	149,368	325,943
有形固定資産の取得に伴う増加額(千円)	221,131	25,957
時の経過による調整額(千円)	1,198	1,128
資産除去債務の履行による減少額(千円)	△45,755	△8,142
新規連結に伴う増加額(千円)	—	26,458
期末残高(千円)	325,943	371,345

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

当社グループの事業セグメントは、「ブランド品、骨董・美術品等リユース事業」のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

当社グループの事業セグメントは、「ブランド品、骨董・美術品等リユース事業」のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品、サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社ネットジャパン	3,126,126	ブランド品、骨董・美術品等リユース事業

当連結会計年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品、サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社ネットジャパン	2,978,035	ブランド品、骨董・美術品等リユース事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

当社グループは、「ブランド品、骨董・美術品等リユース事業」の単一セグメントであり、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

当社グループは、「ブランド品、骨董・美術品等リユース事業」の単一セグメントであり、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

当社グループは、「ブランド品、骨董・美術品等リユース事業」の単一セグメントであり、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

当社グループは、「ブランド品、骨董・美術品等リユース事業」の単一セグメントであり、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	寄本晋輔	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 直接4.0	当社代表取 締役	店舗等賃貸借に 伴う債務被保証 (注)2	288,365	—	—
							第三者割当増資 (注)3	189,280		
役員及び その近親者	寄本晃次	—	—	会社役員	(被所有) 直接6.0	当社代表取 締役の近親 者	第三者割当増資 (注)3	283,920	—	—

(注) 1. 上記取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 寄本晋輔の連帯保証の金額は、当社30店舗の地代家賃(年額)であります。なお、保証料の支払い及び担保提供はありません。

3. 当社が行った第三者割当増資を1株あたり4,225円で引き受けたものであります。なお、発行価格は独立した第三者算定機関に依頼した評価結果を勘案して決定しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	S F プロパ ティマネジ メント合同 会社	東京都 港区	2,000	資産管理、 投資コンサル ティング他	(被所有) 直接89.9	役員の兼任	債務保証	2,703,379	—	—

(注) 1. 上記取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 債務保証については、株式会社S O Uの資本関係再編のためにS F プロパティマネジメントが金融機関から融資を受けた際に行ったものであります。なお、保証料の支払い及び担保提供はありません。

当連結会計年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	崙本晋輔	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 直接4.0	—	店舗等賃貸借に 伴う債務被保証 (注)2	308,233	—	—
役員及び その近親者	崙本政司	—	—	会社役員	—	当社代表取 締役の近親 者	株式取得 (注)3	602,000	—	—
役員及び その近親者	崙本正子	—	—	—	—	当社代表取 締役の近親 者	株式取得 (注)3	258,000	—	—

(注) 1. 上記取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 崙本晋輔の連帯保証の金額は、当社29店舗の地代家賃(年額)であります。なお、保証料の支払い及び担保提供はありません。

3. 崙本政司氏並びに崙本正子氏より1株4,300,000円で株式会社古美術八光堂の株式を取得したものとなります。

(イ) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	S Fプロパ ティマネジ メント合同 会社	東京都 港区	2,000	資産管理、 投資コンサル ティング他	(被所有) 直接89.4	役員の兼任	債務保証	2,703,379	—	—

(注) 1. 上記取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 債務保証については、株式会社SOUの資本関係再編のためにS Fプロパティマネジメントが金融機関から融資を受けた際に行ったものであります。なお、保証料の支払い及び担保提供はありません。

3. S Fプロパティマネジメントの借入に対して保証を行っていましたが、平成29年10月27日において解消されております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親者	寄本政司	大阪府 大阪市	—	会社役員	—	当社代表取 締役の近親 者	出店費用立替金	11,359	—	—
							債務被保証	625,622		

(注) 1. 上記取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 出店費用立替金につきましては、平成29年3月をもって寄本政司氏に全額返済を行っております。

3. 連結子会社(株式会社古美術八光堂)は、金融機関からの借入に対して寄本政司氏より債務保証を受けております。なお、保証料の支払い及び担保提供はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその 近親者が 議決権の過 半数を所有 している会 社	株式会社 SMP	大阪府 大阪市 浪速区	2,000	不動産業	—	—	同社が所有する 土地の購入	49,421	—	—

(注) 1. 上記取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)
1株当たり純資産額	483円13銭	583円71銭
1株当たり当期純利益金額	12円30銭	102円44銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
2. 平成29年11月25日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首より株式分割が行われたものと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	67,815	570,978
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	67,815	570,978
普通株式の期中平均株式数(株)	5,514,098	5,573,723

(重要な後発事象)

(ストックオプション)

ストック・オプション(新株予約権)の付与

平成29年11月8日開催の臨時株主総会において、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

(1) 新株予約権の名称

第3回新株予約権

(2) 新株予約権の割当対象者及び特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し第3回新株予約権を無償で割り当てる。

(3) 新株予約権の数

51,261個

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は51,261株とし、下記(6)①により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の数を乗じた数とする。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 割当日

2017年11月9日

(6) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり金4,500円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金4,500円とする。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- i 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ii 当社が時価(但し、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- iii 上記i及びiiのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

③ 新株予約権を行使することができる期間

2019年11月9日から2027年11月8日までとする。

④ 新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りでない。

- ii 新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場することを条件に新株予約権を行使することができるものとする。

- iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

- iv 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

- v 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議により当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決定をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
- ⑦ 新株予約権の取得条項
 - i 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。
 - ii 以下の議案が当社株主総会で決議された場合(当社株主総会の決議が不要の場合は、当社取締役会で決議された場合)、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - iii 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。
- ⑧ 組織再編行為時の新株予約権の取扱い
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付し、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ⑨ 端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(株式分割について)

当社は、平成29年11月1日開催の臨時取締役会決議に基づき、株式分割を行っております。

また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度採用の目的

株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成29年11月24日(金)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき5株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	1,118,957株
② 今回の分割により増加する株式数	4,475,828株
③ 株式分割後の発行済株式総数	5,594,785株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	20,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成29年11月25日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しております。

3. 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	当第1四半期連結会計期間 (平成29年11月30日)
建物及び構築物	143,671千円
土地	189,965千円
計	333,636千円

	当第1四半期連結会計期間 (平成29年11月30日)
1年内返済予定の長期借入金	19,896千円
長期借入金	309,564千円
計	329,460千円

※2 当座貸越契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	当第1四半期連結会計期間 (平成29年11月30日)
当座貸越極度額の総額	4,796,000千円
借入実行残高	3,580,000千円
差引額	1,216,000千円

※3 コミットメントライン

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行とシンジケーション方式にてコミットメントライン契約を締結しております。

当該契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	当第1四半期連結会計期間 (平成29年11月30日)
コミットメントラインの総額	2,400,000千円
借入実行残高	—
差引額	2,400,000千円

なお、上記コミットメントライン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 平成28年8月期末日及びそれ以降の各事業年度末日において、単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成27年8月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%以上に維持すること。
- ② 平成28年8月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）の償却額は、次のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成29年9月1日 至 平成29年11月30日)
減価償却費	71,220千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結累計期間（自 平成29年9月1日 至 平成29年11月30日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年11月24日 定時株主総会	普通株式	98,468	88.00	平成29年8月31日	平成29年11月27日	利益剰余金

(注) 平成29年11月25日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、1株当たり配当額は株式分割前の内容を記載しております。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結累計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業セグメントは、「ブランド品、骨董・美術品等リユース事業」のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間(平成29年11月30日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 金利関連

	種類	契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	300,000	300,000	△7,181	1,517
	合計	300,000	300,000	△7,181	1,517

(注) 時価の算定方法 取引金融機関より提示された価格等に基づき算定しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計機関 (自 平成29年9月1日 至 平成29年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額	70円05銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	391,901
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	391,901
普通株式の期中平均株式数(株)	5,594,785

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

2. 平成29年11月25日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額を算定しております

⑤ 【連結附属明細表】（平成29年8月31日現在）

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社SOU	第1回無担保社債 (㈱みずほ銀行保 証付)	平成27年 3月31日	640,000 (160,000)	480,000 (160,000)	0.10	なし	平成32年 3月31日
合計	—	—	640,000 (160,000)	480,000 (160,000)	—	—	—

- (注) 1. ()内の内書きは、1年以内の償還予定額であります。
2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
160,000	160,000	160,000	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,813,000	2,713,434	0.30	—
1年以内に返済予定の長期借入金	236,033	438,872	0.48	—
1年以内に返済予定のリース債務	20,298	18,209	0.14	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	603,780	1,435,852	0.40	平成30年12月～ 平成48年9月
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	43,931	21,759	0.14	平成31年2月～ 平成32年12月
合計	2,717,043	4,628,126	—	—

- (注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	581,992	281,750	231,242	105,914
リース債務	13,080	8,204	474	—

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等
該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年 8 月 31 日)	当事業年度 (平成29年 8 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,728,209	2,530,679
売掛金	36,479	※1 116,090
商品	2,180,139	3,218,430
貯蔵品	3,402	5,009
前払費用	95,703	92,674
繰延税金資産	79,352	131,580
その他	※1 68,934	※1 167,440
貸倒引当金	△35,658	△89,626
流動資産合計	5,156,563	6,172,279
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,024,962	889,451
工具、器具及び備品	127,801	103,957
リース資産	47,061	29,174
建設仮勘定	57,610	534
有形固定資産合計	1,257,435	1,023,118
無形固定資産		
商標権	22,387	22,379
ソフトウェア	44,220	74,793
ソフトウェア仮勘定	26,306	39,131
リース資産	10,467	5,616
無形固定資産合計	103,381	141,921
投資その他の資産		
関係会社株式	49,437	880,612
差入保証金	854,799	882,292
繰延税金資産	—	12,207
その他	149,944	6,301
投資その他の資産合計	1,054,181	1,781,413
固定資産合計	2,414,998	2,946,453
資産合計	7,571,562	9,118,733

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年8月31日)	当事業年度 (平成29年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,849	3,704
短期借入金	※3 1,813,000	※3 2,500,000
1年内返済予定の長期借入金	236,033	356,876
1年内償還予定の社債	160,000	160,000
リース債務	20,298	18,209
未払費用	183,650	141,496
未払法人税等	34,707	344,601
賞与引当金	110,025	134,466
その他	355,970	※1 283,192
流動負債合計	2,917,535	3,942,545
固定負債		
社債	480,000	320,000
長期借入金	603,780	977,006
リース債務	43,931	21,759
資産除去債務	319,254	344,886
役員退職慰労引当金	31,583	40,216
長期未払金	446,213	272,179
繰延税金負債	28,972	—
固定負債合計	1,953,735	1,976,047
負債合計	4,871,270	5,918,593
純資産の部		
株主資本		
資本金	246,600	255,600
資本剰余金		
資本準備金	236,600	245,597
資本剰余金合計	236,600	245,597
利益剰余金		
利益準備金	2,500	2,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,214,591	2,696,441
利益剰余金合計	2,217,091	2,698,941
株主資本合計	2,700,291	3,200,139
純資産合計	2,700,291	3,200,139
負債純資産合計	7,571,562	9,118,733

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年 9月 1日 至 平成28年 8月 31日)	当事業年度 (自 平成28年 9月 1日 至 平成29年 8月 31日)
売上高	※2 21,451,825	※2 21,849,627
売上原価		
商品期首たな卸高	2,002,763	2,180,139
当期商品仕入高	16,089,683	※2 16,753,068
合計	18,092,446	18,933,207
商品期末たな卸高	2,180,139	3,218,430
商品売上原価	15,912,307	15,714,777
売上総利益	5,539,518	6,134,849
販売費及び一般管理費	※1, ※2 4,937,896	※1, ※2 5,278,008
営業利益	601,622	856,840
営業外収益		
受取利息	※2 2,165	※2 367
為替差益	—	14,318
業務受託料	※2 62,375	※2 2,120
その他	8,380	※2 156,505
営業外収益合計	72,922	173,312
営業外費用		
支払利息	22,056	20,588
支払手数料	53,250	13,341
為替差損	27,914	—
その他	17,603	20,016
営業外費用合計	120,824	53,945
経常利益	553,719	976,208
特別損失		
減損損失	123,440	124,539
事務所移転費用	41,497	—
抱合せ株式消滅差損	137,211	—
関係会社株式評価損	—	31,045
特別損失合計	302,149	155,584
税引前当期純利益	251,570	820,623
法人税、住民税及び事業税	226,364	425,364
法人税等調整額	△8,864	△93,407
法人税等合計	217,500	331,956
当期純利益	34,069	488,666

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	10,000	—	—	2,500	2,323,521	2,326,021	2,336,021	2,336,021
当期変動額								
新株の発行	236,600	236,600	236,600			—	473,200	473,200
剰余金の配当			—		△143,000	△143,000	△143,000	△143,000
当期純利益			—		34,069	34,069	34,069	34,069
当期変動額合計	236,600	236,600	236,600	—	△108,930	△108,930	364,269	364,269
当期末残高	246,600	236,600	236,600	2,500	2,214,591	2,217,091	2,700,291	2,700,291

当事業年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	246,600	236,600	236,600	2,500	2,214,591	2,217,091	2,700,291	2,700,291
当期変動額								
新株の発行	9,000	8,997	8,997			—	17,997	17,997
剰余金の配当			—		△6,816	△6,816	△6,816	△6,816
当期純利益			—		488,666	488,666	488,666	488,666
当期変動額合計	9,000	8,997	8,997	—	481,850	481,850	499,848	499,848
当期末残高	255,600	245,597	245,597	2,500	2,696,441	2,698,941	3,200,139	3,200,139

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
関係会社株式…移動平均法による原価法を採用しております。
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品
中古品及び宝石・貴金属
個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

貯蔵品
個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次の通りであります。
建物 3～15年
工具、器具及び備品 3～20年
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しております。なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
 - (3) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式…移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

中古品及び宝石・貴金属

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

貯蔵品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 3～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

有形固定資産の減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成29年6月17日)を適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

当事業年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (平成28年8月31日)	当事業年度 (平成29年8月31日)
短期金銭債権	20,000千円	3,852千円
短期金銭債務	2,339千円	5,851千円

※2 保証債務

次の会社の金融機関等からの借入金に対して、債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成28年8月31日)	当事業年度 (平成29年8月31日)
S Fプロパティマネジメント合同会社	2,703,379千円	2,703,379千円

(注) S Fプロパティマネジメントの借入に対して保証を行っていましたが、平成29年10月27日において解消されております。

※3 当座貸越契約

	前事業年度 (平成28年8月31日)	当事業年度 (平成29年8月31日)
	当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。	当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。
当座貸越極度額の総額	4,000,000千円	4,200,000千円
借入実行残高	1,800,000千円	2,500,000千円
差引額	2,200,000千円	1,700,000千円

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)	当事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)
減価償却費	328,014千円	296,087千円
広告宣伝費	516,467千円	580,891千円
給与及び賞与	1,215,536千円	1,308,772千円
地代家賃	1,025,072千円	1,134,850千円
賞与引当金繰入額	110,025千円	134,466千円
貸倒引当金繰入額	21,397千円	53,968千円
役員退職慰労引当金繰入額	12,533千円	8,633千円
おおよその割合		
販売費	59%	63%
一般管理費	41%	37%

※2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)	当事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)
売上高	4,773千円	2,664千円
仕入高	—	1,024千円
販売費及び一般管理費	—	101,131千円
営業取引以外の取引高	64,265千円	3,067千円

(有価証券関係)

関係会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、関係会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成28年8月31日)	当事業年度 (平成29年8月31日)
関係会社株式	49,437	880,612
計	49,437	880,612

(税効果会計関係)

前事業年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

役員退職慰労引当金	9,672千円
繰延資産償却超過額	8,749
貸倒引当金	11,003
賞与引当金	33,950
減価償却超過額	633
一括償却資産	1,301
棚卸資産評価損	32,064
減損損失	32,417
資産除去債務	99,834
未払事業所税	2,209
未払事業税	—
その他	260
繰延税金資産小計	232,097千円
評価性引当額	△107,443
繰延税金資産合計	124,654千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	72,335千円
未収事業税	1,938
繰延税金負債合計	74,274千円
繰延税金資産の純額	50,380千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳

法定実効税率	33.06%
評価性引当の増減	26.74%
抱合せ株式消滅差損分	1.61%
均等割額	3.08%
留保金課税	16.15%
交際費の損金不算入額	0.71%
その他	5.11%
税効果会計適用後の法人税等の負担税率	86.46%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)および「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.26%から平成28年9月1日に開始する事業年度及び平成29年9月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%、平成30年9月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、30.62%となります。

この税率変更による影響額は軽微であります。

当事業年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
役員退職慰労引当金	12,316千円
繰延資産償却超過額	6,065
貸倒引当金	27,656
賞与引当金	41,492
減価償却超過額	450
一括償却資産	225
棚卸資産評価損	38,520
減損損失	69,535
資産除去債務	105,620
未払事業所税	2,656
未払事業税	21,255
関係会社株式評価損	9,507
その他	1,498
繰延税金資産小計	336,800千円
評価性引当額	△127,444
繰延税金資産合計	209,355千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	65,567千円
繰延税金負債合計	65,567千円
繰延税金資産の純額	143,787千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳

法定実効税率	30.86%
評価性引当の増減	1.28%
均等割額	0.96%
留保金課税	7.22%
交際費の損金不算入額	0.21%
所得拡大促進税制による税額控除等	△2.91%
その他	2.83%
税効果会計適用後の法人税等の負担税率	40.45%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第85号)及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第86号)が平成28年11月18日に国会で成立し、消費税率の10%への引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されました。

これに伴い、地方法人特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元、地方法人税の税率改正、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期も平成29年4月1日以後に開始する事業年度から平成31年10月1日以後に開始する事業年度に延期されました。

この税率変更による影響額は軽微であります。

(企業結合等関係)

連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

(ストックオプション)

ストック・オプション(新株予約権)の付与

平成29年11月1日開催の臨時株主総会において、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

(1) 新株予約権の名称

第3回新株予約権

(2) 新株予約権の割当対象者及び特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し第3回新株予約権を無償で割り当てる。

(3) 新株予約権の数

51,261個

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は51,261株とし、下記(6)①により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の数を乗じた数とする。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 割当日

2017年11月9日

(6) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たり金4,500円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金4,500円とする。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- i 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ii 当社が時価(但し、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- iii 上記 i 及び ii のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

③ 新株予約権を行使することができる期間

2019年11月9日から2027年11月8日までとする。

④ 新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
- ii 新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場することを条件に新株予約権を行使することができるものとする。
- iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- iv 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の 1 個未満の行使はできないものとする。
- v 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議により当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決定をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

- ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
- ⑦ 新株予約権の取得条項
- i 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。
 - ii 以下の議案が当社株主総会で決議された場合(当社株主総会の決議が不要の場合は、当社取締役会で決議された場合)、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - iii 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。
- ⑧ 組織再編行為時の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付し、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ⑨ 端数の取扱い
- 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(株式分割について)

当社は、平成29年11月1日開催の臨時取締役会決議に基づき、株式分割を行っております。
また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度採用の目的

株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成29年11月24日(金)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき5株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	1,118,957株
② 今回の分割により増加する株式数	4,475,828株
③ 株式分割後の発行済株式総数	5,594,785株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	20,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成29年11月25日

(4) 当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の前事業年度及び当事業年度における1株当たり情報は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)	当事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)
1株当たり純資産額	485円66銭	571円99銭
1株当たり当期純利益金額	6円18銭	87円67銭

3. 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

④ 【附属明細表】(平成29年8月31日現在)

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
有形 固定資産	建物	1,024,962	196,355	124,539 (124,539)	207,327	889,451	453,234
	工具、器具及び備品	127,801	25,875	—	49,718	103,957	94,048
	リース資産	47,061	—	3,102	14,784	29,174	45,674
	建設仮勘定	57,610	71,406	128,482	—	534	—
	計	1,257,435	293,637	256,124 (124,539)	271,830	1,023,118	592,957
無形 固定資産	商標権	22,387	2,500	—	2,508	22,379	—
	ソフトウェア	44,220	49,073	—	18,500	74,793	—
	リース資産	10,467	—	1,603	3,248	5,616	—
	計	77,075	51,573	1,603	24,256	102,789	—

(注) 1. 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

建物	ALLU銀座店	内装工事等	103,602千円
	なんぼや亀戸店	内装工事等	23,352千円
	なんぼや梅田OPA店	内装工事等	19,324千円
	ブランドコンシェル	内装工事等	15,937千円
	静岡松坂屋店		
工具、器具及び備品	ALLU銀座店	店舗開設によるディスプレイ、 装飾品、什器等	11,354千円

2. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	35,658	89,626	35,658	89,626
賞与引当金	110,025	134,466	110,025	134,466
役員退職慰労引当金	31,583	8,633	—	40,216

(注) 貸倒引当金の「当期減少額」欄の金額は、洗替による戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成29年8月31日現在)

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	9月1日から8月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	8月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	2月末日、8月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義換え (注) 1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取・買増	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 (注) 1
買取・買増手数料	無料 (注) 2
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次の通りです。 https://www.ai-sou.co.jp/ir/investor/publicnotice/
株主に対する特典	なし

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規程する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規程による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②
発行年月日	平成27年9月30日	平成29年4月10日
種類	普通株式	普通株式
発行数	112,000株	6,957株
発行価格	4,225円 (注)4	2,587円 (注)4
資本組入額	2,112,500円	1,293,660円
発行価額の総額	473,200,000円	17,997,759円
資本組入額の総額	236,600,000円	9,000,000円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2

項目	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行年月日	平成27年9月30日	平成29年4月1日	平成29年11月9日
種類	新株予約権 (ストックオプション)	新株予約権 (ストックオプション)	新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式7,804株	普通株式84,750株	普通株式51,261株
発行価格	4,225円 (注)5	2,587円 (注)5	4,500円 (注)5
資本組入額	2,113円	1,294円	2,250円
発行価額の総額	32,971,900円	219,248,250円	230,674,500円
資本組入額の総額	16,489,852円	109,666,500円	115,337,250円
発行方法	平成27年9月11日の株主総会において会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成29年3月31日の株主総会において会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成29年11月8日の株主総会において会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)3	(注)3	(注)3

- (注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下の通りであります。(1)同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第255条において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。(2)同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとしております。(3)新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出ものとしております。(4)当社の場合、上場申請日の直前事業年度の末日は、平成29年8月31日であります。
2. 同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以降6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以降1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以降1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 安定株主強化を目的としたもので、発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
5. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下の通りであります。

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
行使時の払込金額	1株につき4,225円	1株につき2,587円	1株につき4,500円
行使期間	平成29年10月1日から平成37年9月10日まで	平成31年4月1日から平成39年3月29日まで	平成31年11月9日から平成39年11月8日まで
行使の条件	本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。その他行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。その他行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。その他行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
譲渡に関する事項	譲渡、又は担保権を設定することはできない。	当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(注) 退職等により第1回新株予約権9名1,449株分、第2回新株予約権8名2,572株分、第3回新株予約権2名484株分の権利が喪失しております。

7. 平成29年11月25日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は株式分割前の内容を記載しております。

2 【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
寄本 晋輔	東京都品川区	会社役員	44,800	189,280,000 (4,225)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社代表取締役社長)
寄本 晃次	兵庫県芦屋市	会社役員	67,200	283,920,000 (4,225)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社代表取締役社長 の二親等内の血 族)

(注)平成29年11月25日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は当該株式分割前の内容を記載しております。

株式②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
SOU従業員持株会 理事長 手塚 康成	東京都港区港南 一丁目2番70号 品川シーズンテラス28階	当社の 従業員持株会	6,957	17,997,759 (2,587)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注)平成29年11月25日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は当該株式分割前の内容を記載しております。

第1回新株予約権（平成27年9月11日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権の発行）

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(円) 注2	取得者と 提出会社との関係
藤田 桂	東京都品川区	会社役員	3,456	14,601,600	特別利害関係者等 (当社の取締役)
永易 圭吾	大阪府茨木市	会社員	553	2,336,425	当社の従業員
井原 幸昭	東京都練馬区	会社員	345	1,457,625	当社の従業員
小島 宏計	奈良県生駒郡斑鳩町	会社員	345	1,457,625	当社の従業員
島 伸幸	東京都世田谷区	会社員	345	1,457,625	当社の従業員
井村 優作	東京都大田区	会社員	207	874,575	当社の従業員
手塚 康成	東京都品川区	会社員	207	874,575	当社の従業員
大園 俊英	埼玉県さいたま市西区	会社員	207	874,575	当社の従業員 特別利害関係者等 (当社の取締役)
入江 清貴	東京都杉並区	会社員	138	583,050	当社の従業員
藤本 勇人	東京都品川区	会社員	138	583,050	当社の従業員
井元 信樹	大阪府大阪市浪速区	会社員	69	291,525	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(円) 注2	取得者と 提出会社との関係
菊池 啓太	東京都杉並区	会社員	69	291,525	当社の従業員
嵯峨 光	東京都杉並区	会社員	69	291,525	当社の従業員
岡村 太郎	神奈川県横浜市 保土ヶ谷区	会社員	69	291,525	当社の従業員
山本 悠	大阪府東大阪市	会社員	69	291,525	当社の従業員
真辺 精一	東京都品川区	会社員	69	291,525	当社の従業員

- (注) 1. 退職等の理由により権利を喪失したものについては記載していません。
2. 第1回新株予約権の単価は、すべて4,225円です。
3. 大園俊英は、平成28年6月1日開催の臨時株主総会において、当社取締役を選任され、就任しております。
4. 平成29年11月25日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は当該株式分割前の内容を記載しております。

第2回新株予約権（平成29年3月31日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権の発行）

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(円) 注2	取得者と 提出会社との関係
藤田 桂	東京都港区	会社役員	5,725	14,810,575	特別利害関係者等 (当社の常務取締役)
大園 俊英	埼玉県さいたま市西区	会社役員	5,725	14,810,575	特別利害関係者等 (当社の取締役)
矢野 貴文	東京都品川区	会社役員	5,441	14,075,867	特別利害関係者等 (当社子会社代表取締役)
井元 信樹	東京都品川区	会社員	2,147	5,554,289	当社の従業員
入江 清貴	東京都杉並区	会社員	1,789	4,628,143	当社の従業員
井村 優作	東京都大田区	会社員	1,789	4,628,143	当社の従業員
島 伸幸	東京都世田谷区	会社員	1,789	4,628,143	当社の従業員
岡村 太郎	神奈川県横浜市 保土ヶ谷区	会社員	1,789	4,628,143	当社の従業員
井原 幸昭	東京都練馬区	会社員	1,789	4,628,143	当社の従業員
外川 久美子	東京都杉並区	会社員	1,789	4,628,143	当社の従業員
手塚 康成	東京都品川区	会社員	1,789	4,628,143	当社の従業員
小島 宏計	奈良県生駒郡斑鳩町	会社員	1,789	4,628,143	当社の従業員
仲座 信也	大阪府大阪市阿倍野区	会社員	1,789	4,628,143	当社子会社の従業員
夏山 宗平	兵庫県西宮市	会社役員	1,668	4,315,116	特別利害関係者等 (当社子会社社外取締役)
山下 剛史	東京都江東区	会社役員	1,431	3,701,997	特別利害関係者等 (当社子会社の取締役)
永易 圭吾	大阪府茨木市	会社員	930	2,405,910	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(円) 注2	取得者と 提出会社との関係
菊池 啓太	東京都杉並区	会社員	858	2,219,646	当社の従業員
川本 美佳	東京都墨田区	会社員	858	2,219,646	当社の従業員
嵯峨 光	東京都大田区	会社員	858	2,219,646	当社の従業員
高木 宏延	神奈川県藤沢市	会社員	858	2,219,646	当社の従業員
小柳 幸子	千葉県我孫子市	会社員	858	2,219,646	当社の従業員
山本 祥太	埼玉県さいたま市大宮区	会社員	715	1,849,705	当社の従業員
武川 優介	兵庫県神戸市東灘区	会社員	715	1,849,705	当社の従業員
北川 琢也	大阪府大阪市港区	会社員	715	1,849,705	当社の従業員
佐藤 青	東京都台東区	会社員	715	1,849,705	当社の従業員
奥 令	東京都大田区	会社員	715	1,849,705	当社の従業員
小林 哲也	東京都葛飾区	会社員	715	1,849,705	当社の従業員
近藤 健吾	東京都大田区	会社員	715	1,849,705	当社の従業員
藤本 勇人	東京都品川区	会社員	715	1,849,705	当社の従業員
海老澤 典純	東京都北区	会社員	715	1,849,705	当社子会社の従業員
北見 沙紀	東京都江東区	会社員	715	1,849,705	当社の従業員
廣瀬 圭輔	東京都大田区	会社員	715	1,849,705	当社の従業員
武内 宏道	東京都杉並区	会社員	715	1,849,705	当社の従業員
小林 頌平	東京都世田谷区	会社員	715	1,849,705	当社の従業員
岸 藍子	東京都品川区	会社員	715	1,849,705	当社の従業員
倉田 美枝	東京都江東区	会社員	715	1,849,705	当社の従業員
中嶋 広征	奈良県奈良市	会社員	715	1,849,705	当社の従業員
真辺 精一	東京都品川区	会社員	715	1,849,705	当社の従業員
蒲地 正英	東京都品川区	会社役員	715	1,849,705	特別利害関係者等 (当社の社外取締役)
石川 直	東京都世田谷区	会社役員	715	1,849,705	特別利害関係者等 (当社の常勤監査役)
濱田 清仁	東京都世田谷区	会社役員	715	1,849,705	特別利害関係者等 (当社の社外監査役)
浅野 俊	千葉県船橋市	会社員	715	1,849,705	当社子会社の従業員
村上 一憲	大阪府大阪市平野区	会社員	715	1,849,705	当社子会社の従業員
大嶋 悠一	大阪府大阪市東淀川区	会社員	715	1,849,705	当社子会社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(円) 注2	取得者と 提出会社との関係
陳 娟	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	572	1,479,764	当社の従業員
坂牧 裕子	東京都中央区	会社員	572	1,479,764	当社子会社の従業員
山本 悠	大阪府東大阪市	会社員	572	1,479,764	当社の従業員
柴田 周子	東京都荒川区	会社員	572	1,479,764	当社の従業員
福王 稔大	兵庫県尼崎市	会社員	501	1,296,087	当社子会社の従業員
松吉 賢三	埼玉県さいたま市中央区	会社員	357	923,559	当社の従業員
竹村 悠	神奈川県川崎市高津区	会社員	357	923,559	当社の従業員
青 佳吾	東京都品川区	会社員	357	923,559	当社の従業員
羽田 哲	東京都世田谷区	会社員	357	923,559	当社の従業員
加藤 宏一	千葉県流山市	会社員	357	923,559	当社の従業員
武田 浩則	東京都板橋区	会社員	357	923,559	当社の従業員
西内 良和	埼玉県戸田市	会社員	357	923,559	当社の従業員
紙谷 光良	大阪府高槻市	会社員	357	923,559	当社の従業員
伊藤 翼	兵庫県神戸市中央区	会社員	357	923,559	当社の従業員
高地 超	兵庫県明石市	会社員	357	923,559	当社の従業員
大鹿 俊	愛知県名古屋市長久区	会社員	357	923,559	当社の従業員
中見 圭志	福岡県福岡市中央区	会社員	357	923,559	当社の従業員
高島 久俊	大阪府大阪市西区	会社員	357	923,559	当社子会社の従業員
李 元奎	神奈川県川崎市多摩区	会社員	357	923,559	当社の従業員
板垣 将文	茨城県つくば市	会社員	357	923,559	当社の従業員
幕田 博恵	大阪府大阪市浪速区	会社員	357	923,559	当社の従業員
下瀧 周平	千葉県佐倉市	会社員	357	923,559	当社の従業員
小田桐 賢太	東京都中野区	会社員	357	923,559	当社の従業員
長谷部 雄基	東京都江東区	会社員	357	923,559	当社子会社の従業員
黒崎 敏行	大阪府大阪市北区	会社員	357	923,559	当社子会社の従業員
平川 辰徳	北海道札幌市厚別区	会社員	286	739,882	当社の従業員
原田 靖之	福岡県福岡市博多区	会社員	286	739,882	当社の従業員
古田 良平	神奈川県川崎市川崎区	会社員	214	553,618	当社の従業員
真鍋 優太	神奈川県横浜市戸塚区	会社員	214	553,618	当社の従業員
常見 雅也	埼玉県さいたま市浦和区	会社員	214	553,618	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(円) 注2	取得者と 提出会社との関係
伊波 興龍	東京都豊島区	会社員	214	553,618	当社の従業員
藤村 悠介	神奈川県川崎市幸区	会社員	214	553,618	当社の従業員
君塚 大	神奈川県川崎市高津区	会社員	214	553,618	当社の従業員
小山 友行	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	214	553,618	当社の従業員
大田 光	東京都墨田区	会社員	214	553,618	当社の従業員
深海 孝誕	神奈川県川崎市高津区	会社員	214	553,618	当社の従業員
渡辺 孝史	東京都渋谷区	会社員	214	553,618	当社の従業員
中山 慎	神奈川県川崎市高津区	会社員	214	553,618	当社の従業員
和田 誠	埼玉県鴻巣市	会社員	214	553,618	当社の従業員
北澤 正樹	大阪府和泉市	会社員	214	553,618	当社子会社の従業員
芳林 翼	奈良県桜井市	会社員	214	553,618	当社の従業員
川畑 健	大阪府大阪市天王寺区	会社員	214	553,618	当社の従業員
平居 睦司	京都府京都市伏見区	会社員	214	553,618	当社の従業員
西岡 裕太	大阪府大阪市西区	会社員	214	553,618	当社の従業員
塗木 智樹	兵庫県姫路市	会社員	214	553,618	当社の従業員
片桐 慧	大阪府大阪市東住吉区	会社員	214	553,618	当社の従業員
河内 由宇人	京都府京都市伏見区	会社員	214	553,618	当社の従業員
鈴木 悠也	兵庫県高砂市	会社員	214	553,618	当社の従業員
鉄尾 仁貴	愛知県名古屋市中北区	会社員	214	553,618	当社の従業員
加藤 秀幸	愛知県豊橋市	会社員	214	553,618	当社の従業員
加藤 充伸	広島県広島市中区	会社員	214	553,618	当社の従業員
横山 修	東京都世田谷区	会社員	214	553,618	当社の従業員
成瀬 啓一郎	東京都品川区	会社員	214	553,618	当社の従業員
鎌田 正顯	東京都葛飾区	会社員	214	553,618	当社の従業員
渡辺 貴代	千葉県千葉市美浜区	会社員	214	553,618	当社の従業員
伊佐 洋介	大阪府大阪市淀川区	会社員	214	553,618	当社の従業員
丸山 志織	大阪府大阪市浪速区	会社員	214	553,618	当社の従業員
大内 肇	埼玉県戸田市	会社員	214	553,618	当社の従業員
村上 公康	大阪府大阪市北区	会社員	214	553,618	当社の従業員
大森 直人	埼玉県川口市	会社員	214	553,618	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(円) 注2	取得者と 提出会社との関係
山本 春香	東京都大田区	会社員	214	553,618	当社の従業員
楠川 智久	埼玉県草加市	会社員	214	553,618	当社の従業員
釜道 亜樹	千葉県習志野市	会社員	214	553,618	当社子会社の従業員
谷本 早希	東京都品川区	会社員	214	553,618	当社子会社の従業員
広瀬 光基	東京都葛飾区	会社員	143	369,941	当社の従業員
溝口 麻友	東京都大田区	会社員	143	369,941	当社の従業員
田中 翔	神奈川県川崎市川崎区	会社員	143	369,941	当社の従業員
山下 博子	東京都墨田区	会社員	143	369,941	当社の従業員
知花 航也	東京都足立区	会社員	143	369,941	当社の従業員
石井 賢太	千葉県松戸市	会社員	143	369,941	当社の従業員
山田 玲奈	東京都東村山市	会社員	143	369,941	当社の従業員
松田 祐季	東京都大田区	会社員	143	369,941	当社の従業員
木村 昇平	千葉県市川市	会社員	143	369,941	当社の従業員
池上 佳奈	東京都江戸川区	会社員	143	369,941	当社の従業員
松森 由美	東京都世田谷区	会社員	143	369,941	当社の従業員
松岡 結人	東京都江戸川区	会社員	143	369,941	当社の従業員
藤江 晃徳	京都府京都市左京区	会社員	143	369,941	当社の従業員
三橋 由佳	神奈川県座間市	会社員	143	369,941	当社の従業員
平林 麻美	神奈川県相模原市南区	会社員	143	369,941	当社の従業員
川西 沙弥香	大阪府茨木市	会社員	143	369,941	当社の従業員
延山 留美	大阪府大阪市港区	会社員	143	369,941	当社の従業員
弘瀬 美晴	大阪府吹田市	会社員	143	369,941	当社の従業員
重兼 佐代子	大阪府大阪市天王寺区	会社員	143	369,941	当社の従業員
島田 洋子	東京都杉並区	会社員	143	369,941	当社の従業員
川崎 正博	大阪府八尾市	会社員	143	369,941	当社の従業員
宮本 翔	東京都西東京市	会社員	143	369,941	当社の従業員
棚原 理啓	東京都中野区	会社員	71	183,677	当社の従業員
柴崎 綾	神奈川県横浜市戸塚区	会社員	71	183,677	当社の従業員
野崎 勇仁	神奈川県大和市	会社員	71	183,677	当社の従業員
森江 一隆	北海道札幌市東区	会社員	71	183,677	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(円) 注2	取得者と 提出会社との関係
岡本 裕真	京都府京都市伏見区	会社員	71	183,677	当社の従業員
池田 健太	兵庫県芦屋市	会社員	71	183,677	当社の従業員
清水 広之	京都府京都市伏見区	会社員	71	183,677	当社の従業員
上杉 享平	兵庫県神戸市中央区	会社員	71	183,677	当社の従業員
井上 大輔	静岡県静岡市清水区	会社員	71	183,677	当社の従業員
鶴飼 悟史	静岡県浜松市中区	会社員	71	183,677	当社の従業員

- (注) 1. 退職等の理由により権利を喪失したものについては記載しておりません。
2. 第2回新株予約権の単価は、すべて2,587円です。
3. 海老澤典純、坂牧裕子、高島久俊及び北澤正樹は、平成29年4月1日付けで当社から子会社である株式会社古美術八光堂へ転籍しております。
4. 山下剛史は、平成29年8月22日開催の臨時株主総会において、子会社である株式会社古美術八光堂の取締役
に選任され、就任しております。
5. 平成29年11月25日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格
は当該株式分割前の内容を記載しております。

第3回新株予約権（平成29年11月8日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行）

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(円) 注2	取得者と 提出会社との関係
藤田 桂	東京都港区	会社役員	4,048	18,216,000	特別利害関係者等 (当社の常務取締役)
大園 俊英	埼玉県さいたま市西区	会社役員	4,048	18,216,000	特別利害関係者等 (当社の取締役)
立田 雅人	神奈川県横浜市青葉区	会社員	3,238	14,571,000	当社の従業員
矢野 貴文	東京都品川区	会社役員	2,429	10,930,500	特別利害関係者等 (当社子会社代表取締 役)
入江 清貴	東京都杉並区	会社員	1,619	7,285,500	当社の従業員
井村 優作	東京都大田区	会社員	1,619	7,285,500	当社の従業員
井元 信樹	東京都品川区	会社員	1,619	7,285,500	当社の従業員
島 伸幸	東京都世田谷区	会社員	1,619	7,285,500	当社の従業員
岡村 太郎	神奈川県横浜市 保土ヶ谷区	会社員	1,619	7,285,500	当社の従業員
井原 幸昭	東京都練馬区	会社員	1,619	7,285,500	当社の従業員
外川 久美子	東京都杉並区	会社員	1,619	7,285,500	当社の従業員
手塚 康成	東京都品川区	会社員	1,619	7,285,500	当社の従業員
小島 宏計	奈良県生駒郡斑鳩町	会社員	1,619	7,285,500	当社の従業員
夏山 宗平	兵庫県西宮市	会社役員	1,619	7,285,500	特別利害関係者等 (当社子会社社外取締 役)
蒲地 正英	東京都品川区	会社役員	809	3,640,500	特別利害関係者等 (当社の社外取締役)
石川 直	東京都世田谷区	会社役員	809	3,640,500	特別利害関係者等 (当社の常勤監査役)

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(円) 注2	取得者と 提出会社との関係
濱田 清仁	東京都世田谷区	会社役員	809	3,640,500	特別利害関係者等 (当社の社外監査役)
松吉 賢三	埼玉県さいたま市中央区	会社員	404	1,818,000	当社の従業員
山本 祥太	埼玉県さいたま市大宮区	会社員	404	1,818,000	当社の従業員
竹村 悠	神奈川県川崎市高津区	会社員	404	1,818,000	当社の従業員
武川 優介	兵庫県神戸市東灘区	会社員	404	1,818,000	当社の従業員
北川 琢也	大阪府大阪市港区	会社員	404	1,818,000	当社の従業員
奥 令	東京都大田区	会社員	404	1,089,000	当社の従業員
北見 沙紀	東京都江東区	会社員	404	1,818,000	当社の従業員
廣瀬 圭輔	東京都大田区	会社員	404	1,818,000	当社の従業員
武内 宏道	東京都杉並区	会社員	404	1,818,000	当社の従業員
小林 頌平	東京都世田谷区	会社員	404	1,818,000	当社の従業員
永易 圭吾	大阪府茨木市	会社員	404	1,818,000	当社の従業員
倉田 美枝	東京都江東区	会社員	404	1,818,000	当社の従業員
小柳 幸子	千葉県我孫子市	会社員	404	1,818,000	当社の従業員
下瀧 周平	千葉県佐倉市	会社員	404	1,818,000	当社の従業員
井上 泰吾	大阪府大阪市平野区	会社員	404	1,818,000	当社の従業員
宮部 理	兵庫県神戸市東灘区	会社員	404	1,818,000	当社の従業員
富永 純一	東京都足立区	会社員	404	1,818,000	当社の従業員
山下 剛史	東京都江東区	会社役員	404	1,818,000	特別利害関係者等 (当社子会社の取締役)
仲座 信也	大阪府大阪市阿倍野区	会社員	404	1,818,000	当社子会社の従業員
日野 圭一	東京都目黒区	会社員	404	1,818,000	当社子会社の従業員
村上 一憲	大阪府大阪市平野区	会社員	323	1,453,500	当社子会社の従業員
青 佳吾	東京都品川区	会社員	242	1,089,000	当社の従業員
羽田 哲	東京都世田谷区	会社員	242	1,089,000	当社の従業員
加藤 宏一	千葉県流山市	会社員	242	1,089,000	当社の従業員
紙谷 光良	大阪府高槻市	会社員	242	1,089,000	当社の従業員
伊藤 翼	兵庫県神戸市中央区	会社員	242	1,089,000	当社の従業員
高地 超	兵庫県明石市	会社員	242	1,089,000	当社の従業員
大鹿 俊	愛知県名古屋市長久区	会社員	242	1,089,000	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(円) 注2	取得者と 提出会社との関係
中見 圭志	福岡県福岡市中央区	会社員	242	1,089,000	当社の従業員
菊池 啓太	東京都杉並区	会社員	242	1,089,000	当社の従業員
佐藤 青	東京都台東区	会社員	242	1,089,000	当社の従業員
川本 美佳	東京都墨田区	会社員	242	1,089,000	当社の従業員
小林 哲也	東京都葛飾区	会社員	242	1,089,000	当社の従業員
近藤 健吾	東京都大田区	会社員	242	1,089,000	当社の従業員
嵯峨 光	東京都大田区	会社員	242	1,089,000	当社の従業員
横山 修	東京都世田谷区	会社員	242	1,089,000	当社の従業員
藤本 勇人	東京都品川区	会社員	242	1,089,000	当社の従業員
海老澤 典純	東京都北区	会社員	242	1,089,000	当社子会社の従業員
李 元奎	神奈川県川崎市多摩区	会社員	242	1,089,000	当社の従業員
板垣 将文	茨城県つくば市	会社員	242	1,089,000	当社の従業員
岸 藍子	東京都品川区	会社員	242	1,089,000	当社の従業員
柴田 周子	東京都荒川区	会社員	242	1,089,000	当社の従業員
小田桐 賢太	東京都中野区	会社員	242	1,089,000	当社の従業員
中嶋 広征	奈良県奈良市	会社員	242	1,089,000	当社の従業員
浅野 俊	千葉県船橋市	会社員	242	1,089,000	当社子会社の従業員
福王 稔大	兵庫県尼崎市	会社員	242	1,089,000	当社子会社の従業員
大嶋 悠一	大阪府大阪市東淀川区	会社員	242	1,089,000	当社子会社の従業員
野崎 勇仁	神奈川県大和市	会社員	161	724,500	当社の従業員
森江 一隆	北海道札幌市東区	会社員	161	724,500	当社の従業員
平川 辰徳	北海道札幌市厚別区	会社員	161	724,500	当社の従業員
武田 浩則	東京都板橋区	会社員	161	724,500	当社の従業員
西内 良和	埼玉県戸田市	会社員	161	724,500	当社の従業員
池田 健太	兵庫県芦屋市	会社員	161	724,500	当社の従業員
清水 広之	京都府京都市伏見区	会社員	161	724,500	当社の従業員
上杉 享平	兵庫県神戸市中央区	会社員	161	724,500	当社の従業員
高島 久俊	大阪府大阪市西区	会社員	161	724,500	当社子会社の従業員
幕田 博恵	大阪府大阪市浪速区	会社員	161	724,500	当社の従業員
宮本 直貴	東京都東大和市	会社員	161	724,500	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(円) 注2	取得者と 提出会社との関係
吉田 美香	東京都練馬区	会社員	161	724,500	当社の従業員
柳原 成年	埼玉県ふじみ野市	会社員	161	724,500	当社の従業員
廣沼 翼	宮城県仙台市青葉区	会社員	161	724,500	当社の従業員
伊藤 佑樹	千葉県千葉市中央区	会社員	161	724,500	当社の従業員
佐藤 純	東京都杉並区	会社員	161	724,500	当社の従業員
渡邊 佑太	京都府京都市右京区	会社員	161	724,500	当社の従業員
有本 裕司	大阪府堺市北区	会社員	161	724,500	当社の従業員
近藤 郁弥	大阪府豊中市	会社員	161	724,500	当社の従業員
荒谷 京平	大阪府門真市	会社員	161	724,500	当社の従業員
長谷部 雄基	東京都江東区	会社員	161	724,500	当社子会社の従業員
黒崎 敏行	大阪府大阪市北区	会社員	161	724,500	当社子会社の従業員
古田 良平	神奈川県川崎市川崎区	会社員	80	360,000	当社の従業員
楠川 智久	埼玉県草加市	会社員	80	360,000	当社の従業員

- (注) 1. 退職等の理由により権利を喪失したものについては記載しておりません。
2. 第3回新株予約権の単価は、すべて4,500円です。
3. 平成29年11月25日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は当該株式分割前の内容を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の 割合(%)
S Fプロパティマネジメント合同会社 (注) 1	東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟28階	5,000,000	79.47
寄本 晃次 (注) 2	兵庫県芦屋市	336,000	5.34
寄本 晋輔 (注) 3	東京都品川区	224,000	3.56
藤田 桂 (注) 4	東京都港区	66,145 (66,145)	1.05 (1.05)
大園 俊英 (注) 4	埼玉県さいたま市西区	49,900 (49,900)	0.79 (0.79)
矢野 貴文 (注) 5	東京都品川区	39,350 (39,350)	0.63 (0.63)
S O U従業員持株会 (注) 6	東京都港区港南一丁目2番70号 品川シーズンテラス28階	34,785	0.55
井元 信樹 (注) 7	東京都品川区	19,175 (19,175)	0.30 (0.30)
小島 宏計 (注) 7	奈良県生駒郡斑鳩町	18,765 (18,765)	0.30 (0.30)
井原 幸昭 (注) 7	東京都練馬区	18,765 (18,765)	0.30 (0.30)
島 伸幸 (注) 7	東京都大田区	18,765 (18,765)	0.30 (0.30)
手塚 康成 (注) 7	東京都品川区	18,075 (18,075)	0.29 (0.29)
井村 優作 (注) 7	東京都大田区	18,075 (18,075)	0.29 (0.29)
入江 清貴 (注) 7	東京都杉並区	17,730 (17,730)	0.28 (0.28)
岡村 太郎 (注) 7	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	17,385 (17,385)	0.28 (0.28)
外川 久美子 (注) 7	東京都杉並区	17,040 (17,040)	0.27 (0.27)
夏山 宗平 (注) 8	兵庫県西宮市	16,435 (16,435)	0.26 (0.26)
立田 雅人 (注) 7	神奈川県横浜市青葉区	16,190 (16,190)	0.26 (0.26)
仲座 信也 (注) 9	大阪府大阪市阿倍野区	10,965 (10,965)	0.17 (0.17)
永易 圭吾 (注) 7	大阪府茨木市	9,435 (9,435)	0.15 (0.15)
山下 剛史 (注) 8	東京都江東区	9,175 (9,175)	0.15 (0.15)
石川 直 (注) 10	東京都世田谷区	7,620 (7,620)	0.12 (0.12)
蒲地 正英 (注) 11	東京都品川区	7,620 (7,620)	0.12 (0.12)
濱田 清仁 (注) 10	東京都世田谷区	7,620 (7,620)	0.12 (0.12)
小柳 幸子 (注) 7	千葉県我孫子市	6,310 (6,310)	0.10 (0.10)
菊池 啓太 (注) 7	東京都杉並区	5,845 (5,845)	0.09 (0.09)
嵯峨 光 (注) 7	東京都大田区	5,845 (5,845)	0.09 (0.09)
山本 祥太 (注) 7	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	5,595 (5,595)	0.09 (0.09)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の 割合(%)
武川 優介 (注) 7	愛媛県四国中央市	5,595 (5,595)	0.09 (0.09)
北川 琢也 (注) 7	大阪府大阪市港区	5,595 (5,595)	0.09 (0.09)
奥 令 (注) 7	東京都大田区	5,595 (5,595)	0.09 (0.09)
北見 沙紀 (注) 7	東京都台東区	5,595 (5,595)	0.09 (0.09)
廣瀬 圭輔 (注) 7	東京都大田区	5,595 (5,595)	0.09 (0.09)
武内 宏道 (注) 7	東京都杉並区	5,595 (5,595)	0.09 (0.09)
小林 頌平 (注) 7	東京都世田谷区	5,595 (5,595)	0.09 (0.09)
倉田 美枝 (注) 7	東京都江東区	5,595 (5,595)	0.09 (0.09)
川本 美佳 (注) 7	東京都墨田区	5,500 (5,500)	0.09 (0.09)
藤本 勇人 (注) 7	東京都港区	5,475 (5,475)	0.09 (0.09)
村上 一憲 (注) 9	大阪府大阪市平野区	5,190 (5,190)	0.08 (0.08)
岸 藍子 (注) 7	東京都品川区	4,785 (4,785)	0.08 (0.08)
中嶋 広征 (注) 7	奈良県奈良市	4,785 (4,785)	0.08 (0.08)
佐藤 青 (注) 7	東京都台東区	4,785 (4,785)	0.08 (0.08)
小林 哲也 (注) 7	東京都葛飾区	4,785 (4,785)	0.08 (0.08)
近藤 健吾 (注) 7	東京都大田区	4,785 (4,785)	0.08 (0.08)
海老澤 典純 (注) 9	東京都北区	4,785 (4,785)	0.08 (0.08)
浅野 俊 (注) 9	千葉県船橋市	4,785 (4,785)	0.08 (0.08)
大嶋 悠一 (注) 9	大阪府大阪市東淀川区	4,785 (4,785)	0.08 (0.08)
高木 宏延 (注) 7	神奈川県藤沢市	4,290 (4,290)	0.07 (0.07)
その他 (111名)		165,230 (165,230)	2.63 (2.63)
合 計		6,291,335 (696,550)	100.00 (11.07)

(注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)

2. 特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長の二親等内の血族)

3. 特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長)

4. 当社取締役

5. 当社子会社の代表取締役

6. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

7. 当社の従業員

8. 当社子会社の取締役

9. 当社子会社の従業員

10. 当社の社外監査役

11. 当社の社外取締役

12. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数になります。

13. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成30年1月24日

株式会社SOU
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 篠原孝広 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤裕之 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社SOUの平成27年9月1日から平成28年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SOU及び連結子会社の平成28年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年1月24日

株式会社S O U
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 篠原孝広 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤裕之 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社S O Uの平成28年9月1日から平成29年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社S O U及び連結子会社の平成29年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年1月24日

株式会社SOU
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 篠原孝広 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤裕之 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社SOUの平成29年9月1日から平成30年8月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成29年9月1日から平成29年11月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成29年9月1日から平成29年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社SOU及び連結子会社の平成29年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年1月24日

株式会社SOU
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 篠原孝広 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤裕之 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社SOUの平成27年9月1日から平成28年8月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針その他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SOUの平成28年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年1月24日

株式会社SOU
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 篠原孝広 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤裕之 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社SOUの平成28年9月1日から平成29年8月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SOUの平成29年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

